

宇陀市一合併 10 年のあゆみ

平成28年12月

奈良県宇陀市

合併後の10年を振り返って

宇陀市は、平成18年1月1日、旧大宇陀町と旧菟田野町、旧榛原町、旧室生村の3町1村が合併して誕生しました。市民の皆様はもとより、国や県、関係各方面の皆様から格別のお力添えをいただき、10周年を迎えられたことに対しまして、謹んで感謝と御礼を申し上げます。

これまでの宇陀市のあゆみを振り返ってみますと、合併当初は、市民の一体感の醸成と市域の均衡ある発展を図るために、それぞれの地域の歴史、文化、伝統を尊重しながら、バランスのとれたまちづくりに取り組むことが急務でありました。

また、当時は、国の三位一体改革で地方交付税などが削減され、財政的に極めて厳しい状況下にあったため、市民の皆様の多様なニーズに応えるには、行政改革を強く推し進め、財政基盤の強化を図らなければならない時期でもありました。

そのような中、職員数の削減や事務事業の合理化など、積極的に行財政改革に取り組んできたことによりまして、行政基盤の強化を図るとともに財政状況の改善にも努めてまいりました。

また、合併以来の課題であった、合併特例の廃止によって市に交付される普通交付税の大幅な削減や流域下水道の県から移管に伴う市負担の増大などについても、国や県への粘りづよい働きかけによって見直されることになりました。

公共施設の整備では、宇陀市立病院整備事業や都市計画道路東町西峠線整備事業、簡易水道整備事業などの実施により、市内のインフラ整備を進めてまいりました。

教育分野では、大宇陀小学校建設事業や市内小中学校耐震化事業などを実施し、教育環境の充実を図りました。

防災分野では、防災行政無線システム整備事業や消防団車両更新事業などを実施し、安心・安全なまちづくりの推進に努めました。

また、子育て支援センターの設置や中学生までの入院医療費の無料化、高齢者見守り支援の充実などにより、住みやすいまちづくりの実現に向けて、市民の皆様と共に考え、市が抱える課題に取り組んでまいりました。

宇陀市となってからのこの10年間に社会情勢は大きく変化し、少子高齢化や人口減少が進むなか、行財政改革の一層の推進や社会基盤の整備、産業振興、地域の活性化等、抱える課題も山積しておりますが、10年間の歩みをしっかりと踏まえつつ、市民と行政が協働し、今後の10年、20年先を見据えたまちづくりに、全力で取り組んで参ります。

終わりに臨みまして、宇陀市のさらなる発展のために、市民の皆様、関係各位の皆様から一層のご支援、ご協力を賜りますことをよろしくお願い申し上げます。



平成28年12月

宇陀市長 **竹内幹郎**

目次

| | |
|-------------------------------|-----------|
| はじめに | 1 |
| I. 宇陀市の概況 | 2 |
| 1. 宇陀市の概況 | |
| II. 合併の経緯 | 7 |
| III. 地域自治区及び地域協議会について | 10 |
| 1. 地域自治区設置の経緯 | |
| 2. 地域協議会について | |
| 3. 住所表記について | |
| IV. 宇陀市10年のできごと | 15 |
| V. 合併の効果 | 17 |
| 1. 住民生活等への影響について | |
| 2. 行政組織について | |
| 3. 財政状況について | |
| VI. 新市まちづくり計画の進捗状況について | 35 |
| 1. 新市まちづくり計画について | |
| VII. 合併支援措置の活用状況 | 40 |
| 1. 普通交付税について | |
| 2. 合併特例債について | |
| 3. 国・県補助金について | |
| VIII. 統括一課題と今後の対応 | 49 |
| 1. 宇陀市が抱える課題について | |
| 2. 今後の対応 | |

はじめに

1. 「宇陀市－合併10年のあゆみ」について

(1) 作成の目的について

宇陀市は、少子・高齢化の進展や国が進めた三位一体改革の影響による厳しい財政状況などを背景に、歴史的・経済的な繋がりが強い3町1村(大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村)が合併して、平成18年1月1日に誕生しました。

これまで、社会情勢の変化等から生じるさまざまな課題や住民ニーズに対応できるように地域の個性を尊重し、まち全体としての一体感の醸成を図りつつ、行政運営を進めてまいりました。

本年は、宇陀市が誕生してから10年が経過した節目となる年です。

そこで、宇陀市では、この節目の年を契機ととらえ、合併時に策定した「新市まちづくり計画」の進捗状況や合併の効果がどの程度あったかなど、これまでの状況を振り返る「宇陀市－合併10年のあゆみ」を作成することとしました。

本書では、「合併後のまちづくり」、「合併の効果」、「新市まちづくり計画の進捗状況」などの視点から、合併後の10年間を振り返っています。

本書の作成で見てきた課題については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や平成29年度に策定を予定している「宇陀市総合計画」などに反映し、今後のまちづくりにつなげてまいります。

(2) 作成の視点

- ① 合併後のまちづくり
- ② 合併の効果
- ③ 新市まちづくり計画の進捗状況
- ④ 合併支援措置の活用状況
- ⑤ 今後の課題とまちづくり

I. 宇陀市の概況

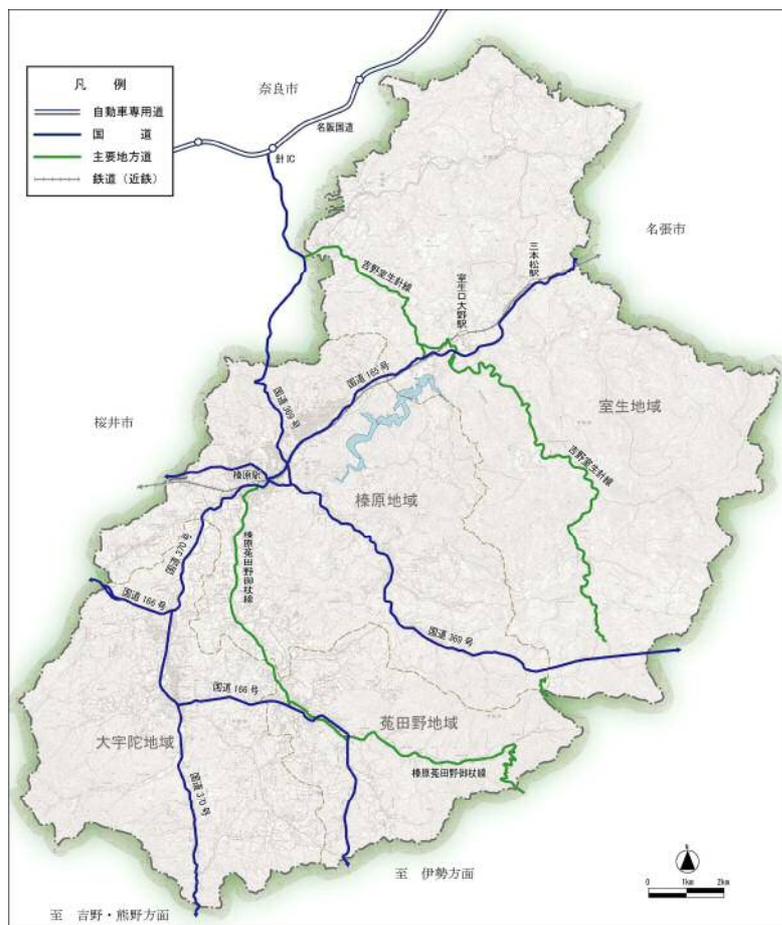
1. 宇陀市の概況

(1) 位置

宇陀市は奈良県の北東部に位置し、北は奈良市、山添村、西は桜井市、南は吉野町、東吉野村、東は曾爾村、三重県名張市に接しています。近鉄大阪線によって、京都・大阪方面や名古屋・伊勢方面と結ばれており、また、大阪方面からの自動車によるアクセスについては、最寄りのICである名阪国道針 IC と大阪・松原 JCT(西名阪自動車道)とが約 1 時間で結ばれる距離にあります。

(2) 面積

面積は 247.50 km²(奈良県全体の 6.7% 奈良県内では6番目の広さ)であり、大和高原とよばれる高原地帯に位置しているため、一定の平野部を有しているものの、山間部にも集落等が点在しています。土地利用は、山林が全体の 72%を占めているのに対して、宅地は 4%に満たない状況です。

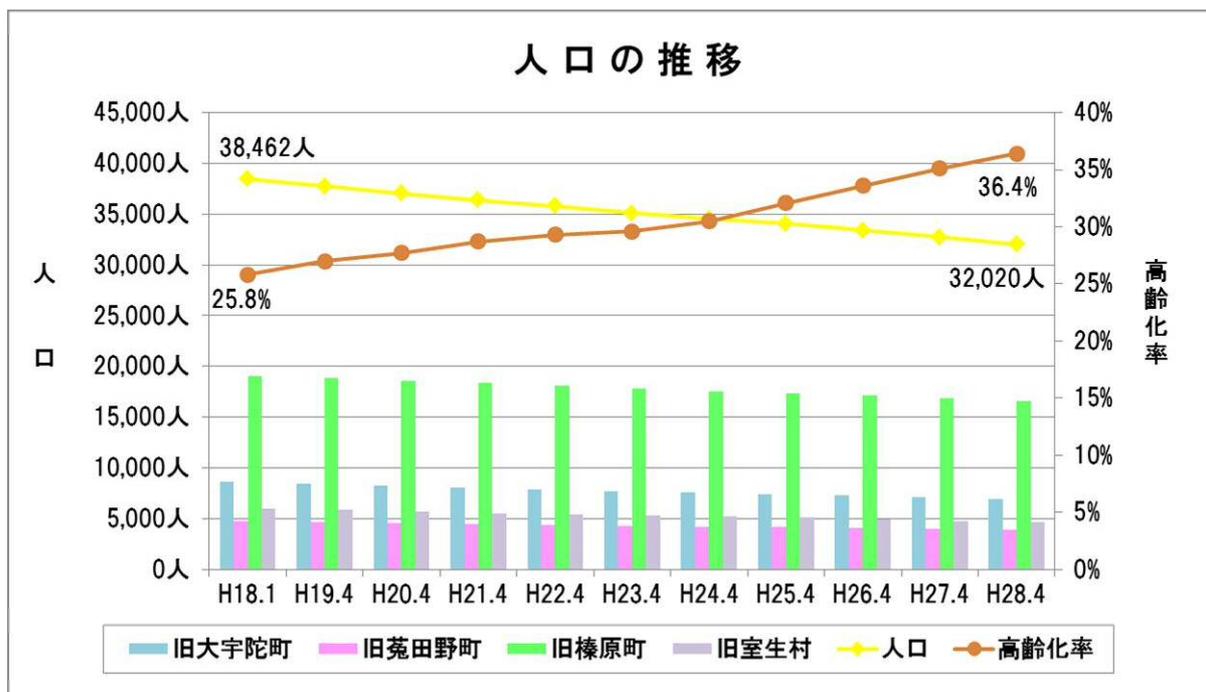
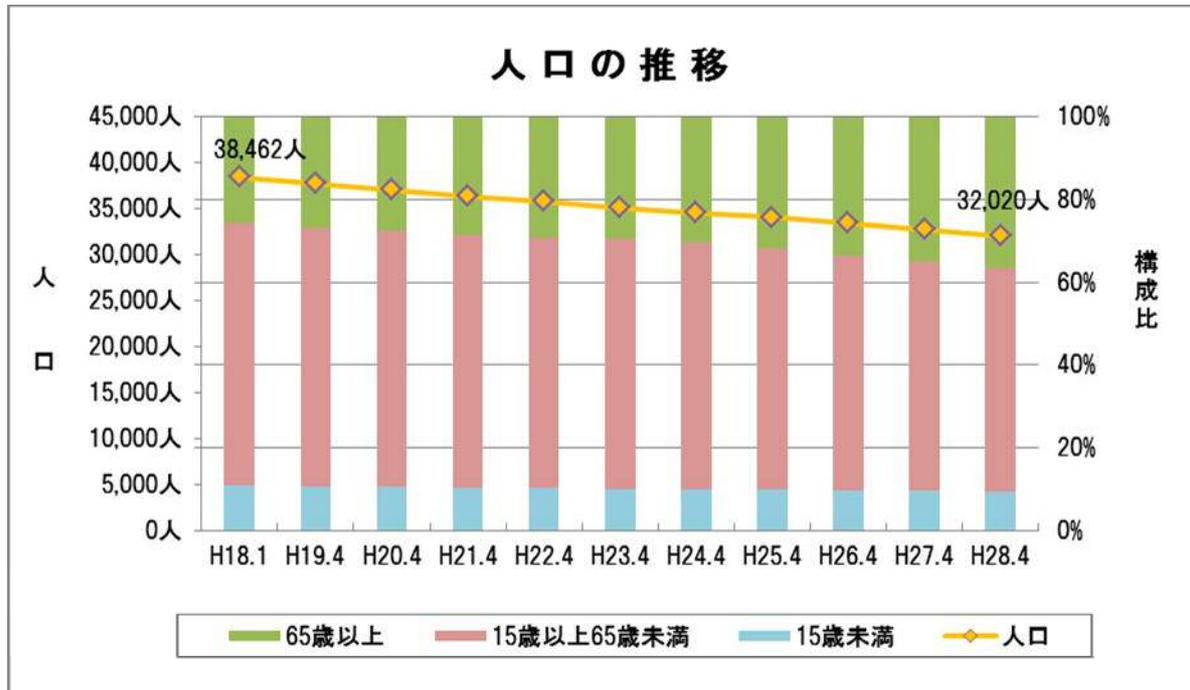


(3)人口

32,020人(平成28年4月1日現在)

合併時人口 38,462人

合併時からの増減率(▲16.7%)



■住民基本台帳人口

(人)

| | H18.1 | H19.4 | H20.4 | H21.4 | H22.4 | H23.4 | H24.4 | ※H25.4 | H26.4 | H27.4 | H28.4 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 旧大宇陀町 | 8,626 | 8,422 | 8,252 | 8,085 | 7,905 | 7,722 | 7,587 | 7,419 | 7,263 | 7,106 | 6,915 |
| 旧菟田野町 | 4,788 | 4,647 | 4,534 | 4,441 | 4,376 | 4,280 | 4,209 | 4,177 | 4,089 | 3,989 | 3,885 |
| 旧榛原町 | 19,043 | 18,850 | 18,599 | 18,337 | 18,078 | 17,792 | 17,548 | 17,371 | 17,134 | 16,844 | 16,542 |
| 旧室生村 | 6,005 | 5,844 | 5,677 | 5,513 | 5,456 | 5,306 | 5,184 | 5,087 | 4,927 | 4,784 | 4,678 |
| 計 | 38,462 | 37,763 | 37,062 | 36,376 | 35,815 | 35,100 | 34,528 | 34,054 | 33,413 | 32,723 | 32,020 |

※ 改正住民基本台帳法(平成24年7月9日)施行に伴い、平成25年より外国人人口含む

■年少人口数(15歳未満)

(人)

| | H18.1 | H19.4 | H20.4 | H21.4 | H22.4 | H23.4 | H24.4 | H25.4 | H26.4 | H27.4 | H28.4 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 旧大宇陀町 | 897 | 839 | 799 | 753 | 751 | 706 | 691 | 654 | 648 | 602 | 581 |
| 旧菟田野町 | 542 | 504 | 482 | 467 | 453 | 413 | 401 | 407 | 396 | 383 | 373 |
| 旧榛原町 | 2,209 | 2,145 | 2,108 | 2,055 | 2,001 | 1,954 | 1,923 | 1,865 | 1,810 | 1,785 | 1,715 |
| 旧室生村 | 568 | 536 | 514 | 485 | 497 | 465 | 437 | 411 | 386 | 364 | 347 |
| 計 | 4,216 | 4,024 | 3,903 | 3,760 | 3,702 | 3,538 | 3,452 | 3,337 | 3,240 | 3,134 | 3,016 |

■生産年齢人口数(15歳以上65歳未満)

(人)

| | H18.1 | H19.4 | H20.4 | H21.4 | H22.4 | H23.4 | H24.4 | H25.4 | H26.4 | H27.4 | H28.4 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 旧大宇陀町 | 5,349 | 5,165 | 5,039 | 4,888 | 4,745 | 4,657 | 4,520 | 4,335 | 4,145 | 3,976 | 3,837 |
| 旧菟田野町 | 2,942 | 2,828 | 2,726 | 2,653 | 2,610 | 2,594 | 2,530 | 2,477 | 2,370 | 2,238 | 2,111 |
| 旧榛原町 | 12,563 | 12,240 | 11,943 | 11,598 | 11,290 | 11,034 | 10,693 | 10,299 | 9,884 | 9,492 | 9,077 |
| 旧室生村 | 3,475 | 3,327 | 3,185 | 3,046 | 2,974 | 2,896 | 2,797 | 2,687 | 2,541 | 2,411 | 2,309 |
| 計 | 24,329 | 23,560 | 22,893 | 22,185 | 21,619 | 21,181 | 20,540 | 19,798 | 18,940 | 18,117 | 17,334 |

■老年人口数(65歳以上)

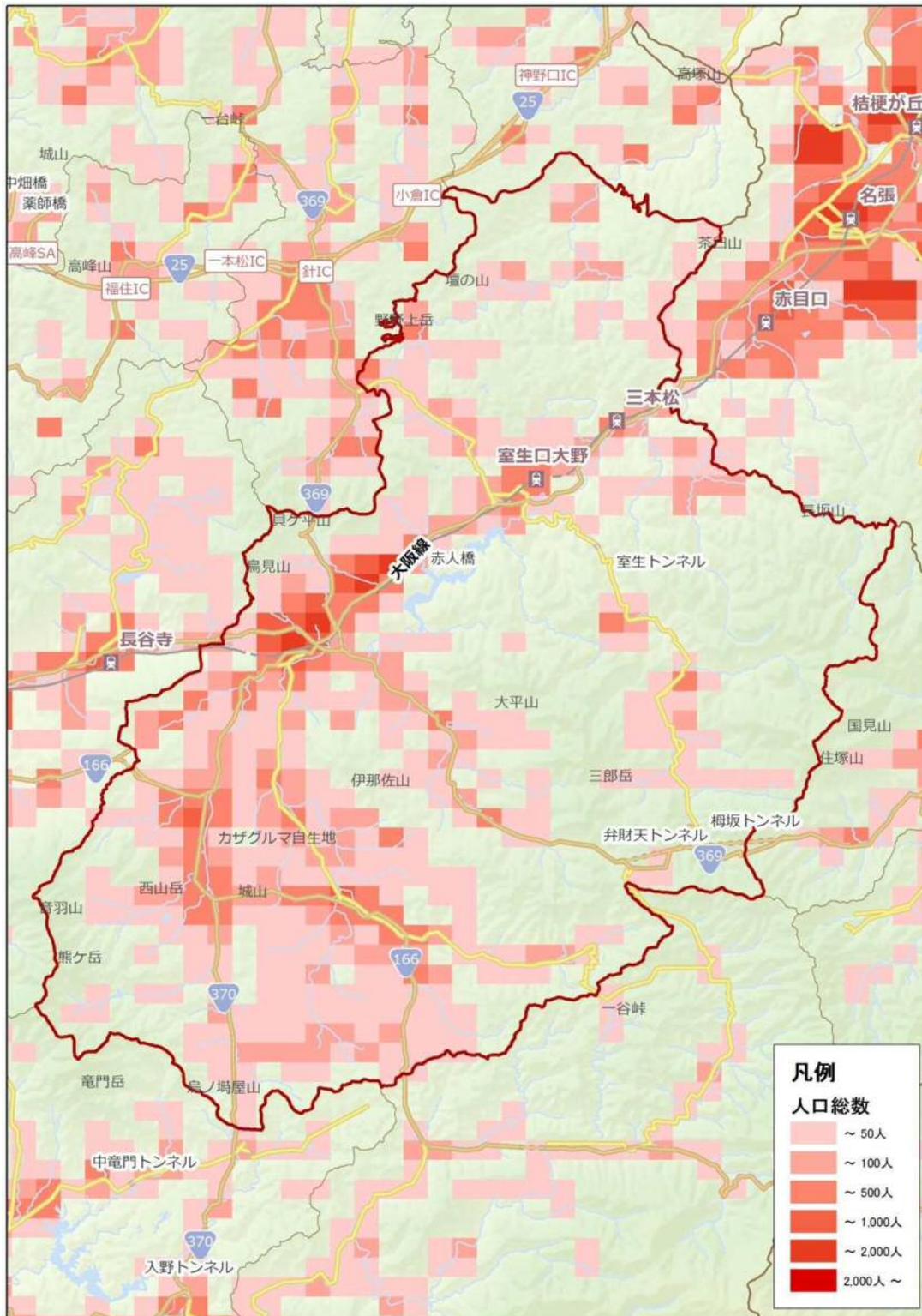
(人)

| | H18.1 | H19.4 | H20.4 | H21.4 | H22.4 | H23.4 | H24.4 | H25.4 | H26.4 | H27.4 | H28.4 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 旧大宇陀町 | 2,380 | 2,418 | 2,414 | 2,444 | 2,409 | 2,359 | 2,376 | 2,430 | 2,470 | 2,528 | 2,497 |
| 旧菟田野町 | 1,304 | 1,315 | 1,326 | 1,321 | 1,313 | 1,273 | 1,278 | 1,293 | 1,323 | 1,368 | 1,401 |
| 旧榛原町 | 4,271 | 4,465 | 4,548 | 4,684 | 4,787 | 4,804 | 4,932 | 5,207 | 5,440 | 5,567 | 5,750 |
| 旧室生村 | 1,962 | 1,981 | 1,978 | 1,982 | 1,985 | 1,945 | 1,950 | 1,989 | 2,000 | 2,009 | 2,022 |
| 計 | 9,917 | 10,179 | 10,266 | 10,431 | 10,494 | 10,381 | 10,536 | 10,919 | 11,233 | 11,472 | 11,670 |

■高齢化率

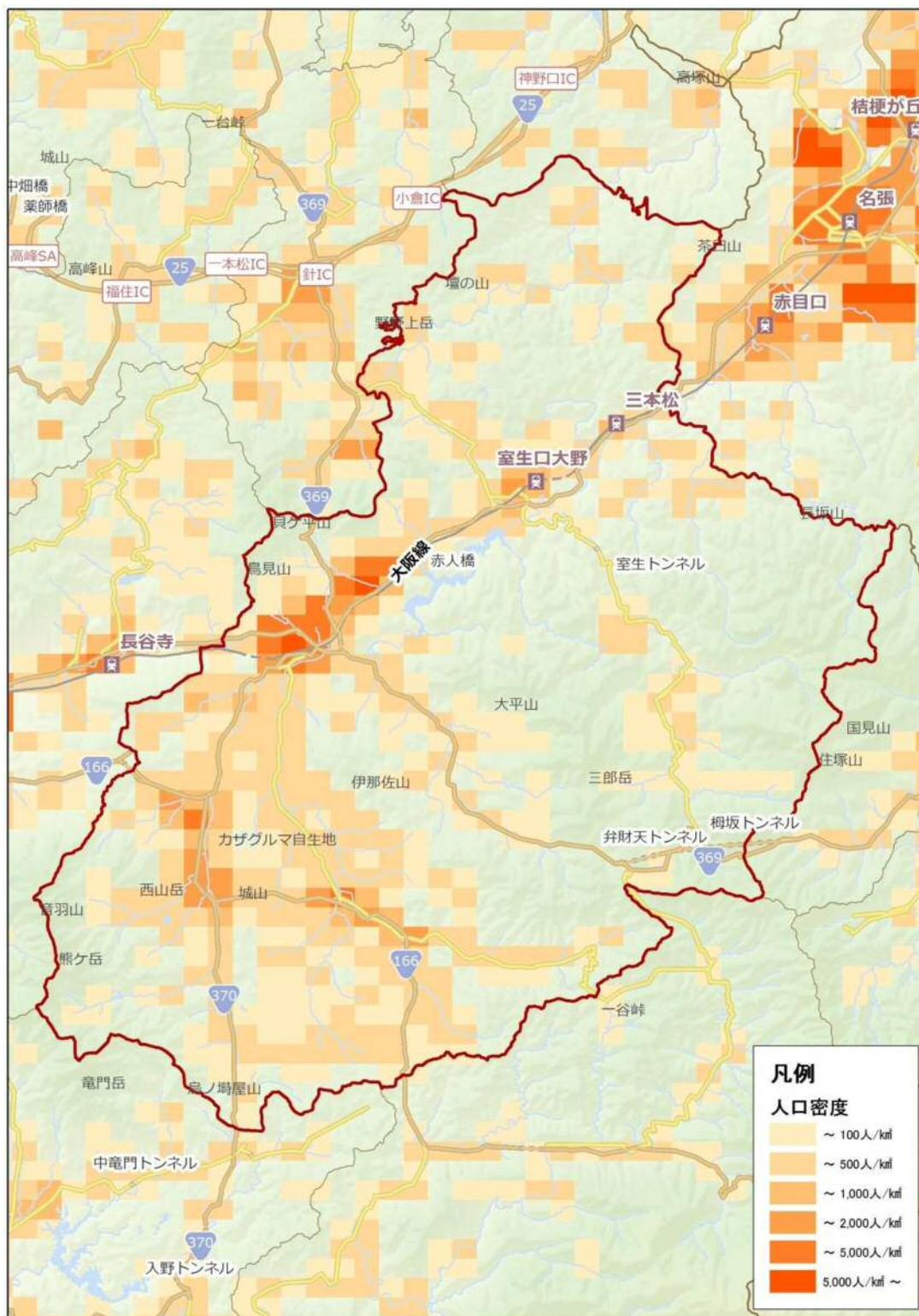
| | H18.1 | H19.4 | H20.4 | H21.4 | H22.4 | H23.4 | H24.4 | H25.4 | H26.4 | H27.4 | H28.4 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 旧大宇陀町 | 27.6% | 28.7% | 29.3% | 30.2% | 30.5% | 30.5% | 31.3% | 32.8% | 34.0% | 35.6% | 36.1% |
| 旧菟田野町 | 27.2% | 28.3% | 29.2% | 29.7% | 30.0% | 29.7% | 30.4% | 31.0% | 32.4% | 34.3% | 36.1% |
| 旧榛原町 | 22.4% | 23.7% | 24.5% | 25.5% | 26.5% | 27.0% | 28.1% | 30.0% | 31.7% | 33.1% | 34.8% |
| 旧室生村 | 32.7% | 33.9% | 34.8% | 36.0% | 36.4% | 36.7% | 37.6% | 39.1% | 40.6% | 42.0% | 43.2% |
| 宇陀市 | 25.8% | 27.0% | 27.7% | 28.7% | 29.3% | 29.6% | 30.5% | 32.1% | 33.6% | 35.1% | 36.4% |

(4) 地域別の人口分布



地域(メッシュ)別の人口をみると、近鉄大阪線や国道等の幹線道路沿線に多く居住しています。

(5) 地域別の人口密度



地域(メッシュ)別の人口密度をみると、近鉄榛原駅周辺から天満台が5,000人/km²以上と高くなっています。

Ⅱ. 合併の経緯

合併前の旧大宇陀町・旧菟田野町・旧榛原町・旧室生村は、豊かな自然と歴史をもとに固有の生活文化が育まれ、そこに暮らす人々によって、地域の特性が形成されてきました。

しかし、地方分権の進展や少子高齢化といった社会環境の変化に加え、住民のライフスタイルの変化に伴う生活圏の拡大、さらには厳しい財政状況など、単独の市町村のみの取組みでは限界のある様々な課題への対応が求められるようになり、4町村は、宇陀郡としての地理的・歴史的つながりや、行政間のつながりなど、それまでの深い関わりをもとに合併という道を選択しました。

こうして、4町村が抱えていた下記の課題(「(1)地方分権に対応した自治体の確立」～「(4)財政安定化への対応」)に一体的・総合的に対応するとともに、地域特性を生かした個性あるまちづくりを目指し、

水と緑・歴史と文化が共生する ふれあい豊かなまち
～ みんなでつくる 夢ある宇陀 ～

を新しいまちの将来像として見据えて、宇陀市は平成18年1月1日に誕生しました。

(1) 地方分権に対応した自治体の確立

地方分権の進展により、国や県が決定・実施してきた事務や事業のうち、住民に身近なものは市町村が自らの責任と判断で進めていくことが求められ、それぞれの個性を活かした自主的・自立的な行政施策やサービスの展開が期待されていました。

このためには、それまで以上に政策立案能力のある人材や専門職員を確保・育成していくとともに、増加する事務量に対応していくための職員の適正配置や、自ら事業を実行していくための安定した行財政基盤づくり、さらには、まちの主役である住民と一体となった協働のまちづくりの推進を図っていくことが必要とされていました。

(2) 少子高齢化への対応

4町村においては、人口の減少が進んでおり、少子高齢化も全国的なペースを上回っていたことから、地域の活力低下が懸念されていました。

高齢化がさらに進めば、保健・福祉・医療面で必要なサービスや、それに伴う経費の増加が予想され

る一方、税収の増加は困難な状況であったことから、基本的な行政サービスの提供に支障をきたすことも予想されていました。

少子高齢化への対応としては、高齢者の生活支援や介護等福祉・医療分野に係る人材・財源の確保に加え、子育てしやすい環境づくりや定住環境の向上などによる少子化・若年層流出の抑制、さらにはこれらの施策やサービス展開を、より効率的に行うための適正な施設・人員の配置が必要となると考えられていました。

(3)生活圏の拡大や広域的課題への対応

住民の生活行動圏域は、既に行政区域を越えて広がっており、その様な生活行動を支える広域的な道路や、圏域内の情報ネットワークなどをいかに効果的に整備していくかが課題となっていました。

また、1つの町村での実施が困難な事業については、広域のかつ効率的に取り組むために、周辺市町村を含めた様々な組み合わせで事務組合組織を設立し、共同で事業を実施していましたが、共同で取り組むべき事業の中には、実施に際して町村間の調整や合意形成を図るのが困難なものも増えてきていることに加え、産業振興や環境対策等、広域で取り組んでいくことが効果的な新たな課題も増加していました。

このような課題に対応していくためには、圏域の一体的な地域づくりを進めていくための政策決定のしきみを整え、圏域全体から見てより必要性の高い生活基盤に対する重点的な投資や、地域間の連携による効率的かつ効果的なサービス提供の体制づくりが必要であると考えられていました。

(4)財政安定化への対応

全国のほとんどの市町村は、財源の多くを国や県にたよっており、4町村全体で見ても、地方交付税等国や県から交付される財源(依存財源)が $3/4$ を占めており、町村税をはじめとする独自の財源(自主財源)は、わずか $1/4$ 程度しかない状況にありました。

人口の減少、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少が進むことによって、納税する人が減り、税収が少なくなる一方、高齢化の進展による保健・福祉・医療費の増大や、若年層の流出を抑制するために必要な施策の実施など、出て行くお金は増加することが予想されていました。

さらに、自治体の財政基盤や自立の強化を図るため、国庫補助負担金の廃止・削減、地方への税源移譲、地方交付税の削減の3つを同時に進める「三位一体改革」が強力に進められ、4町村においても国から交付される地方交付税等の減少は避けられない見通しにありました。

このような状況の中、財政の安定化を図っていくためには、人件費をはじめとする行政コストの削減や公共施設の効率的な整備等限られた財源の有効活用を行うとともに、既存公共施設等の有効利用の促進や、住民との協働のまちづくりの推進を図りながら、効率的な行政サービス提供の仕組みづくりを行う一方で、若者の定住促進や産業振興による税収の安定化を図り、財政基盤を確立することが必要であると考えられていました。

合併の経緯

| | | |
|-------|---------------|---|
| 平成13年 | 6月 | 宇陀郡6町村で懇話会「宇陀郡町村会合併問題懇話会」設置 |
| | 11月 | 宇陀郡6町村で任意協議会「宇陀地区町村合併問題協議会」設置 |
| 平成15年 | 4月 | 任意協議会に東吉野村が加入 宇陀郡6町村で法定協議会「宇陀地区合併協議会」設置 |
| | 5月 | 東吉野村が合併の枠組みを問う住民投票を行った結果、宇陀地区との合併協議から離脱 それに伴い任意協議会「宇陀地区町村合併問題協議会」を解散 |
| | 11月 | 曾爾村、御杖村が合併協議から離脱 |
| 平成16年 | 1月 | 4町村で研究会「大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村合併研究会」設置 法定協議会「宇陀地区合併協議会」を解散 |
| | 5月 | 4町村で任意協議会「大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村合併問題協議会」設置 |
| | 9月 | 法定協議会「大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村合併協議会」設置 |
| 平成17年 | 2月 | 大宇陀町が合併の是非を問う住民投票を行う (結果) 賛成・・・2,527人(53.7%) 反対・・・2,180人(46.3%) |
| | 3月10日 | 合併協定調印式 |
| | 3月10日 ～11日 | 合併関連議案を4町村が可決 |
| | 3月25日 | 合併関連議案を奈良県議会が可決 |
| | 4月28日 | 官報告示 |
| 平成18年 | 1月1日 | 合併施行(大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村) |

Ⅲ. 地域自治区及び地域協議会について

1. 地域自治区設置の経緯

(1) 設置の趣旨

4町村合併にあたり、地域の住民の意見を行政に反映させ、行政と住民との連携を強化し、住民・行政の協働によるまちづくりを進めることを目的として、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第5条の5第2項に基づき、旧4町村の区域に地域自治区を設置しました。

(2) 設置期間

平成18年1月1日～平成23年3月31日 ※5年3か月

(3) 地域自治区の事務所

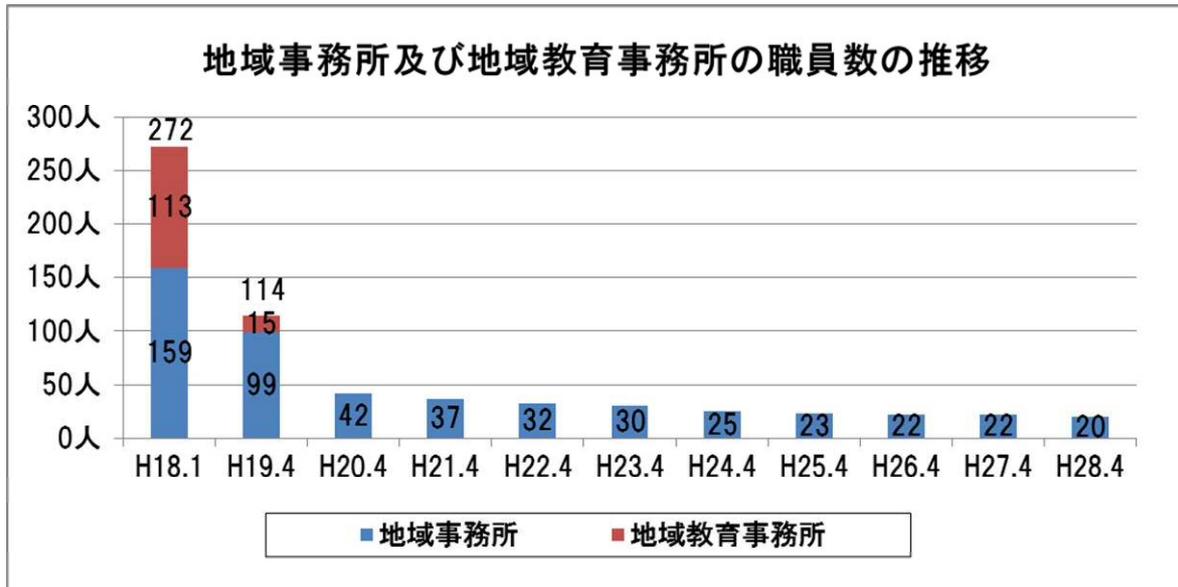
| 自治区名 | 事務所の位置 | 事務所の名称 |
|------|----------------------------|----------|
| 大宇陀区 | 旧大宇陀町役場 宇陀市大宇陀迫間25番地 | 大宇陀地域事務所 |
| 菟田野区 | 旧菟田野町役場 宇陀市菟田野松井486番地の1 | 菟田野地域事務所 |
| 榛原区 | 旧榛原町役場 宇陀市榛原下井足17番地の3 | 榛原地域事務所 |
| 室生区 | 旧室生村役場 宇陀市室生大野1641番地 | 室生地域事務所 |

(4) 区長・事務所長

市町村の合併の特例に関する法律第5条の6においては、地域自治区の事務所長に代えて区長（任期2年・特別職）をおくことができ、本市においても、第1期目の平成18年8月1日から平成20年7月31日の間に各区へ4人の区長を配置しました。

第2期目の平成20年8月1日から現在まで、区長に代えて事務所長（一般職員・次長級）を配置し、各地域自治区域の事務の円滑化を図っています。

(5) 職員数の推移



地域自治区の設置以来、事務の効率化を図るため、組織の見直しを図るとともに、本庁への一元化を進めることで、簡素で効率的な組織づくりを目指してきました。

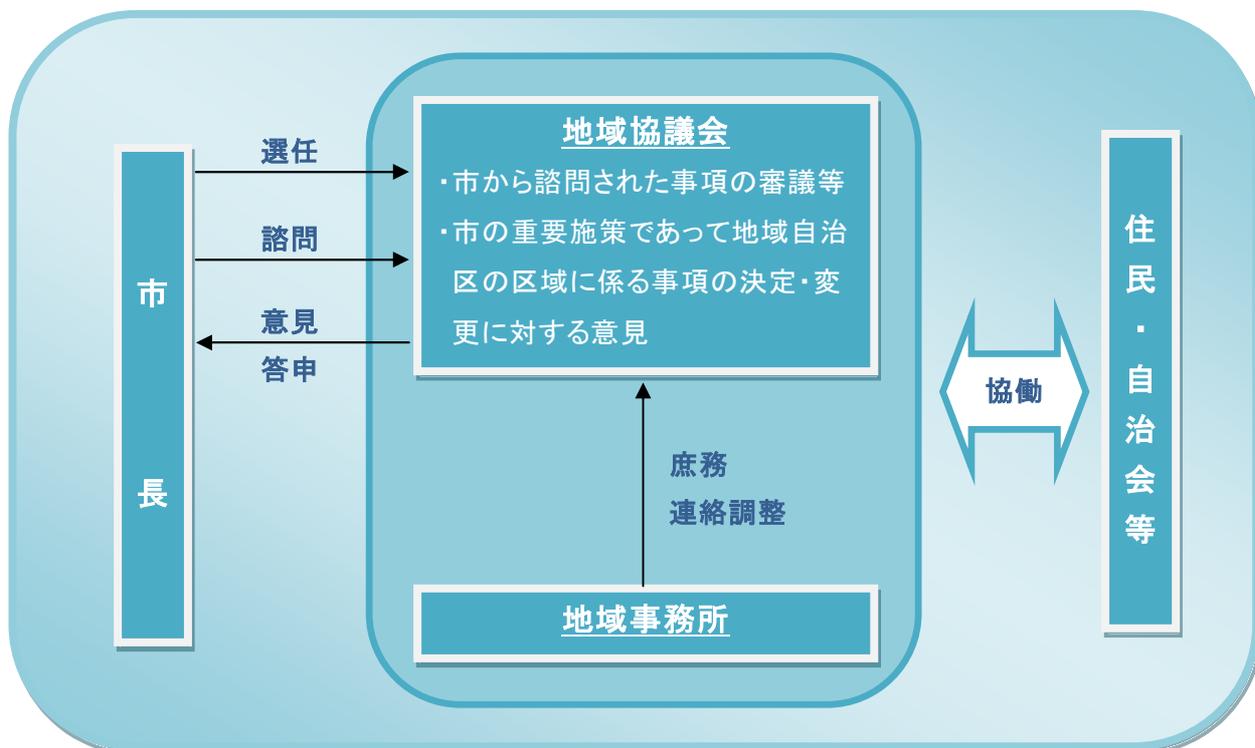
合併以降、地域自治区には、それぞれ地域事務所と地域教育事務所が設置されていましたが、平成20年3月末に地域教育事務所を廃止し、宇陀市教育委員会に一元化しました。地域事務所においても、平成21年3月末に榛原地域事務所が廃止されたほか、事務を本庁に一元化することなどにより、平成28年4月の職員数は20人となっています。

2. 地域協議会について

(1) 地域協議会の概要

地域協議会は、地域自治区内で実施される様々な事務事業に関して、市長や市の機関の諮問に応じるほか、意見を述べることができる機関で、本市においても地方自治法に基づき各地域自治区に設置しました。

地域協議会のイメージ



◆ 設置区域及び名称

| 設置区域 | 地域協議会の名称 |
|---------|-----------|
| 大 宇 陀 区 | 大宇陀区地域協議会 |
| 菟 田 野 区 | 菟田野区地域協議会 |
| 榛 原 区 | 榛原区地域協議会 |
| 室 生 区 | 室生区地域協議会 |

◆設置期間

平成18年1月1日～平成23年3月31日(5年3か月)

◆委員数

15名以内で組織(各域自治区に住所を有する者)

◆委員の任期

2年間(再任可能、区域外に転居及び転出の場合は失職)

◆委員報酬

無報酬

◆地域協議会の権限

(1)市長その他の市の機関からの諮問事項に対する答申

- ①域自治区が担当する事務に関する事項
- ②市が処理する域自治区内の重要な施策に関する事項
- ③域自治区内に住所を有する者、各種関係団体との連携の強化に関する事項

(2)あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない事項

- ①新市まちづくり計画の変更に関する事項
- ②自治区内の公の施設の設置、廃止、管理運営に関する事項
- ③市の基本構想、基本計画等のうち域自治区に関する事項

【参考】地方自治法第202条の7

地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

- 一 域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - 三 市町村の事務処理に当たっての域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(以下省略)

3. 住所表記について

(1) 地域自治区における住所の表記

合併に際して地域自治区を設ける場合の特例により、合併以来、その住所の表記に「〇〇区(例:大宇陀区)」の名称を使用してきました。

◇合併前の住所（～平成17年12月31日）

例) 宇陀郡 大宇陀町 出新 1805番地

◇合併後の住所（平成18年1月1日～平成23年3月31日）

例) 宇陀市 大宇陀区 出新 1805番地

※字名の前に地域自治区名「大宇陀区」を置きます

(2) 地域自治区設置期間終了後における住所の表記

地域自治区設置期間終了後の住所の表記については、これまでのまちづくりに用いられてきた「大宇陀」、「菟田野」、「榛原」、「室生」の名称を、引き続き住所に残すこととし、次のとおり決定しました。

◇地域自治区設置期間終了後の住所（平成24年4月1日～）

例) 宇陀市 大宇陀 出新 1805番地

※字名の前に旧町村名「大宇陀」等を置きます

例) 宇陀市 室生 ~~室生~~ 2000番地

※宇陀市室生区室生だけは、区の表記が無くなると宇陀市室生室生となるため、宇陀市室生になりました。

IV. 宇陀市10年のできごと

平成18年(2006年)

- 1月 市開市式(宇陀市誕生) ①
- 2月 市長選挙
- 4月 市誕生記念式典 ②
菟田野・榛原東・榛原西小学校が開校
榛原東・榛原西幼稚園が開園
- 7月 松山地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定
宇陀松山城跡が国の史跡指定を受ける
- 8月 国道369号梶坂バイパス開通



平成19年(2007年)

- 4月 ふるさと元気村開村式 ③
- 7月 水道局舎増築工事竣工式
- 10月 一般国道166号「女寄道路」開通式
- 11月 宇陀地区商工会合併契約調印式



平成20年(2008年)

- 3月 ふるさと農道針道宮奥地区開通式
- 11月 宇陀市自主放送開始 ④



平成21年(2009年)

- 4月 榛原フレンドパーク開園
- 8月 高校総体フェンシング開会式

平成22年(2010年)

- 1月 平城遷都1300年祭オープニングイベント
- 4月 大宇陀小学校開校式
- 9月 北宇陀・南宇陀学校給食センターの統合
- 10月 「心の森総合福祉公園」開園
天皇皇后両陛下が室生寺を訪問 ⑤



平成23年(2011年)

- 3月 室生保育所竣工報告会
- 4月 ・地域自治区の設置満了に伴い、住所から「区」表示がなくなる
- ・近鉄榛原駅南広場改修工事が完成⑥
- ・子育て支援センター「すくすく」開園

⑥



平成24年(2012年)

- 1月 市指定文化財旧旅籠「あぶらや」竣工式
- 11月 宇陀市記紀・万葉プロジェクトオープニング

⑦



平成25年(2013年)

- 1月 「深野ササユリ保存会」が日本ユネスコ協会第4回「プロジェクト未来遺産」に登録
- 3月 大宇陀小学校竣工式⑦
- 4月 市立病院グランドオープン⑧
奈良カエデの郷ひらら開園
- 10月 室生路橋完成記念式典

⑧



平成26年(2014年)

- 2月 宇陀 sg オープン (市ネットショッピング)
- 7月 開設60周年宇陀市立病院まつり
- 12月 榛原小学校体育館竣工式

⑨



平成27年(2015年)

- 4月 医療介護あんしんセンターが開設
東町西峠線開通式
- 6月 第52回近畿高等学校自転車競技大会
ロードレース⑨

⑩



平成28年(2016年)

- 1月 宇陀市誕生10周年記念式典⑩

V. 合併の効果

1. 住民生活等への影響について

(1) 住民サービスの充実

合併を契機に住民サービスの向上と事務の効率化を図ったことで、単独では維持困難であったサービスの継続が可能となったケースや、集団資源回収助成や生ごみ処理機等購入助成など、合併前に旧町村のみで提供していたサービスを合併後に市内全域に拡大したケースもあります。

また、専門性のある職員の配置が可能になったことで、合併前に比べて質の高いサービスの提供が可能となり、県の所管から市の所管となった生活保護事務においては、要保護者及び被保護者の資産や所得、保険等の状況が把握し易くなったことなどから、幅広い支援策の活用が検討できるようになりました。

(2) 利便性の向上

合併によって旧町村の区域を越えた公共施設等の広域的な利用が可能になることで、利便性が高まるとともに、既存施設が広域的利用によって有効活用されることとなりました。

旧町村においては利用率が高く、利用できない場合が多かった体育施設や公民館等が、合併により施設の選択の多様化が図られたことで、利用できるようになったケースもあります。

また、健診などを受ける際に、予定していた日の都合が悪くなった場合や体調を崩して機会を逃した場合でも他の地域で受けることが可能になり、合併前に図書館施設がなかった地域の住民が利用できるようになりました。

(3) 知名度向上、イメージアップ

合併によって地域資源が豊富になったことで、知名度が向上し、市全体としてイメージアップにつながりました。このことにより、各分野で様々な地域資源を活かした取り組みが進められています。

観光振興においては、各地域の観光資源を様々な媒体を通じて一体的にPRを行い、市内の観光資源を周遊するルートの作成などを行っています。

産業振興においては、市の特産物を「宇陀市ブランド」と位置づけるための特産品開発に取り組んでおり、「伊勢本街道宇陀せんべい」のように旧町村の特産品の組み合わせによる新たな商品の創出など、地域の様々な資源を有効活用する取り組みが進められています。

(4) 地域コミュニティ、市民活動の活性化

宇陀市では、合併にあたり地域の住民の意見を行政に反映させ、行政と住民との連携を強化し、住民・行政の協働によるまちづくりを進めることを目的として、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第5条の5第2項に基づき、旧4町村の区域に地域自治区を設置しました。

平成23年3月末に地域自治区が廃止され、このことにより地域の繋がりが希薄化し、連帯感が弱まることを危惧された住民が中心となって、市内各所で「まちづくり協議会」が設立されました。

平成25年4月に室生笠間地区に宇陀市で最初のまちづくり協議会が設立されて以降、これまでに市内全域で20のまちづくり協議会が設立され、各地域で地域特性を活かしたまちづくりが進められています。

また、市内での市民活動の高まりを受け、平成23年度から「まちづくり活動応援補助金」を創設し、市民活動の支援を行っています。

これまで当該補助金の交付を受けた団体の中には、コミュニティビジネスに取り組み、従来の補助金等に依存した運営から活動資金を自分たちで捻出するような自立した体質への転換を目指す団体も現れ始めています。

(5) 広域的なまちづくり

合併による日常生活圏の拡大に対応して、各種の住民サービスを受けることが可能となり、広域的に公共施設の利用等が可能となるなど、住民の利便性が向上しました。

さらに、合併によって旧町村の区域を越えた、より大きな視点から市の基本構想や各種計画を策定、実施することが可能となり、まちづくりや土地利用をはじめ広域的な視点に立った様々な取り組みにより、地域の将来像や発展の方向性について幅広い展開を期待することができるようになりました。

水道事業では、合併したことにより、旧大宇陀町において旧菟田野町経由での水源が確保できるようになったことで、該当地域における給水が可能となりました。

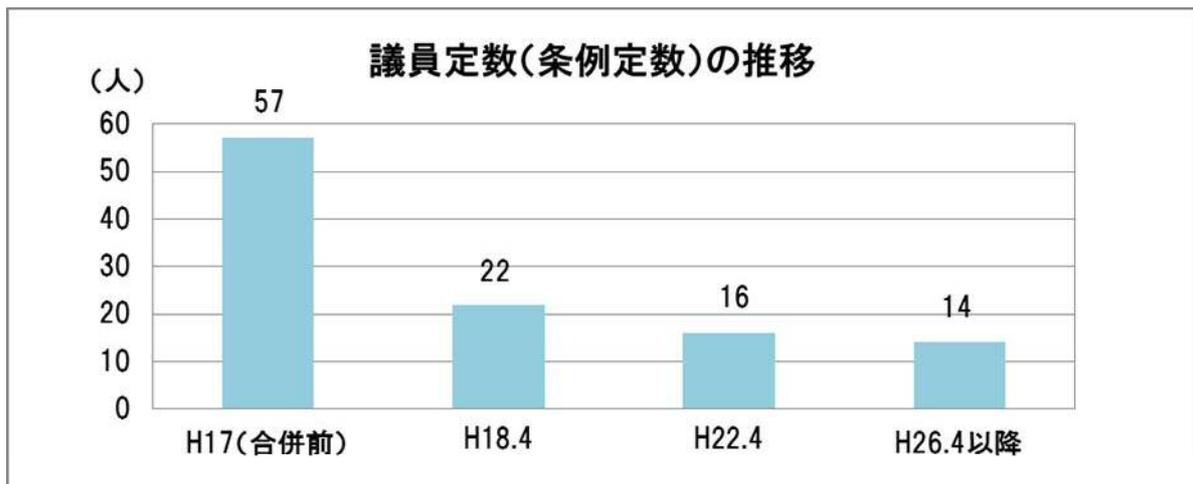
道路整備では、旧町村域を越えて事業が実施できるようになったため、事業の効率化が図れるようになりました。

また、合併により重複することとなった学校給食センターや保健センター、人権交流センター等については統合を進め、広域的なまちづくりの観点から、効率的な公共施設の再配置を行ってきました。

2. 行政組織について

(1) 議員定数(条例定数)

| 合併前自治体 | 議員数 | 宇陀市 | | | | | |
|--------|-----|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|
| | | H18.4 選挙 | 合併前 に対する割合 | H22.3 選挙 | 合併前 に対する割合 | H26.4 選挙 | 合併前 に対する割合 |
| 旧大宇陀町 | 14人 | 5人 | 35.7% | 3人 | 21.4% | 4人 | 28.6% |
| 旧菟田野町 | 12人 | 1人 | 8.3% | 1人 | 8.3% | 2人 | 16.7% |
| 旧榛原町 | 17人 | 11人 | 64.7% | 8人 | 47.1% | 5人 | 29.4% |
| 旧室生村 | 14人 | 5人 | 35.7% | 4人 | 28.6% | 3人 | 21.4% |
| 計 | 57人 | 22人 | 38.6% | 16人 | 28.1% | 14人 | 24.6% |



合併時の議員定数は、旧町村の議員が一定の期間そのまま新自治体の議員として残ることができる在任特例を適用し、旧町村の議員定数の合計の57名としました。その後は、平成18年4月の選挙で22名、平成22年4月の選挙で16名となり、平成26年4月の選挙では14名に削減されています。

(2) 職員数



職員数は、平成28年4月で合併時から比べると、278名減少しています。
【内訳】普通会計(▲205名) 特別会計(+1名) 公営企業会計(▲74名)

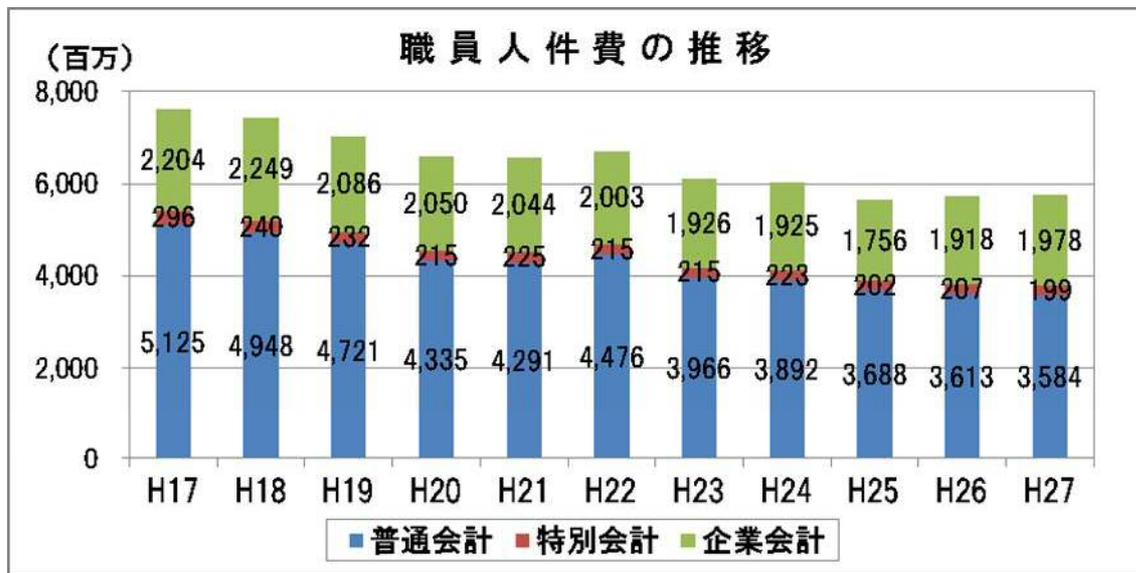
合併時の職員数は、普通会計に属する職員数が570名、特別会計に属する職員数が25名、企業会計に属する職員数が317名で、全て合わせると912名でした。その後、組織機構の見直し等の行財政改革の実施により、平成28年4月には普通会計の職員数が365名、特別会計の職員数が26名、企業会計の職員数が243名で、全体で634名まで削減が進み、合併時と比べると278名減少しました。

減少率としては、全体で▲30.5%で、会計別では普通会計の▲36.0%が最も大きく、続いて企業会計の▲23.3%となっています。

この要因としては、普通会計では、組織機構の見直し等の取組を進めたことや、原則、前年度退職者の1/4に新規採用者数を抑えたことなどが挙げられます。

また、宇陀市には、公営企業として経営する事業として、病院、水道、保養センター(美榛苑)、老人保健施設(さんとぴあ榛原)があり、これらの事業会計に属する職員を「公営企業会計に属する職員」と言いますが、公営企業会計で職員数が減少した主な要因は、病院事業における看護師の減少と保養センター(美榛苑)における指定管理者制度の導入(平成22年度)、水道事業における業務の合理化です。

(3)人件費



年間の人件費は、平成27年度で合併時から比べると、18億64百万円減少しています。
【内訳】普通会計(▲15億41百万円) 特別会計(▲97百万円) 公営企業会計(▲2億26百万円)

合併期日(H18. 1. 1)を含む平成17年度の人件費は、普通会計が51億25百万円、特別会計が2億96百万円、企業会計が22億04百万円で、全て合わせると76億25百万円でした。その後は、議員定数・職員数の減少、特別職報酬・職員給料の削減や組織機構の見直し等の行財政改革の実施により、平成27年4月には普通会計が35億84百万円、特別会計が1億99百万円、企業会計が19億78百万円で、全体で57億61百万円まで削減が進み、平成17年度と比べると18億64百万円減少しました。

減少率としては、全体で▲24. 5%で、会計別では特別会計の▲32. 8%が最も大きく、続いて普通会計の▲30. 0%、企業会計の▲10. 3%となっています。

この要因としては、普通会計では、新規採用者数の抑制や給料の一律カット等を実施したことなどが挙げられます。特別会計では、下水道事業などで事務の効率化が図られたことによって職員数が減少したことなどが挙げられます。公営企業会計では、病院事業における看護師の減少と平成22年度から保養センター(美榛苑)において指定管理者制度を導入したことなどが挙げられます。

今後も定員適正化の更なる取組を進めて人件費の削減を図っていく必要があります。

(4) 組織の変遷

| 時期 | 組織数 | | | 主な見直し等 |
|----------|---------|----------|--|---|
| | 本庁 | 教育委員会 | 地域事務所 | |
| 平成18年1月 | 8部26課 | 1事務局3課 | 大宇陀地域事務所 12課室 大宇陀地域教育事務所 2課 菟田野地域事務所 10課室 菟田野地域教育事務所 2課 榛原地域事務所 12課室 榛原地域教育事務所 2課 室生地域事務所 11課室 室生地域教育事務所 2課 | |
| 平成18年4月 | 8部21課3室 | 1事務局2課1室 | 大宇陀地域事務所 12課室 大宇陀地域教育事務所 2課室 菟田野地域事務所 10課室 菟田野地域教育事務所 2課室 榛原地域事務所 7課室 室生地域事務所 13課室 室生地域教育事務所 1課 | <ul style="list-style-type: none"> ・秘書広報課、病院建設準備室、産業振興課を新設 ・危機管理課を危機管理室に、健康づくり課を健康づくり対策室に名称変更 ・教育委員会人権教育課を社会教育課所管人権教育室に変更 ・榛原地域事務所収税課、市民課、環境課、福祉課を廃止 ・榛原地域教育事務所学校教育課、生涯学習課を廃止し本庁教育委員会事務局に統合 ・大宇陀、菟田野、室生地域教育事務所教育総務課、生涯学習課を廃止し、地域教育課を設置 |
| 平成18年10月 | 8部20課3室 | 1事務局2課1室 | 大宇陀地域事務所 10課室 大宇陀地域教育事務所 2課室 菟田野地域事務所 10課室 菟田野地域教育事務所 2課室 榛原地域事務所 6課室 室生地域事務所 13課室 室生地域教育事務所 1課 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業企画課を廃止し、産業振興課へ統合 ・大宇陀地域事務所地域振興課を廃止し、企画総務課に統合し、地域振興課へ名称変更 ・菟田野地域事務所企画総務課を地域振興課へ名称変更 ・菟田野地域事務所市民環境課及び福祉課を廃止し、地域市民課を新設 ・室生地域事務所企画総務課を地域振興課へ名称変更 |
| 平成19年5月 | 7部26課3室 | 1事務局3課1室 | 大宇陀地域事務所 3課 菟田野地域事務所 3課 榛原地域事務所 1課 室生地域事務所 3課 | <ul style="list-style-type: none"> ・企画調整部の廃止 ・管財課、行政改革推進室、公園課を新設 ・市民生活課を市民課、保険年金課に、福祉政策課を厚生保護課に、健康づくり対策室を健康増進課に、市民福祉課を福祉課、長寿介護課に、産業振興課を農林課、商工観光課に名称変更 ・教育委員会事務局に学校教育課を設置 ・教育委員会事務局社会教育課を生涯学習課に名称変更 ・大宇陀、菟田野、室生地域事務所を3課に再編し、地域振興課、地域市民課、産業建設課を設置。各地域教育事務所を廃止 ・榛原地域事務所を1課に再編し、地域振興課を設置 |

| 時期 | 組織数 | | | 主な見直し等 |
|----------|---------|--------|---|--|
| | 本庁 | 教育委員会 | 地域事務所 | |
| 平成20年8月 | | | 榛原地域事務所を廃止 | |
| 平成21年4月 | 7部26課2室 | 1事務局3課 | 大宇陀地域事務所 2課 菟田野地域事務所 2課 室生地域事務所 2課 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム課を秘書広報情報課に統合 ・危機管理室を危機管理課に昇格 ・収納課を徴収対策課に名称変更 ・教育委員会事務局生涯学習課所管人権教育室を人権生涯学習課に吸収 |
| 平成21年7月 | 7部26課2室 | 1事務局4課 | 大宇陀地域事務所 2課 菟田野地域事務所 2課 室生地域事務所 2課 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局に文化財保存課を新設 |
| 平成22年4月 | 6部25課2室 | 1事務局4課 | 大宇陀地域事務所 2課 菟田野地域事務所 2課 室生地域事務所 2課 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備部、土木部を廃止し、建設部に統合 ・人権施策課を人権推進課に名称変更し、教育委員会事務局人権生涯学習課を生涯学習課に名称変更 ・病院建設準備室を病院建設室に名称変更 |
| 平成22年10月 | 6部26課2室 | 1事務局4課 | 大宇陀地域事務所 1課 菟田野地域事務所 1課 室生地域事務所 1課 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり支援課を新設 ・各地域事務所を1課(地域市民課)に再編 |
| 平成24年4月 | 6部25課2室 | 1事務局3課 | 大宇陀地域事務所 1課 菟田野地域事務所 1課 室生地域事務所 1課 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援課を新設 ・監理課を廃止 ・福祉課を廃止し、長寿介護課を介護福祉課に変更 ・教育委員会事務局教育総務課と学校教育課を統合し、教育総務課に継承 ・教育委員会事務局文化財保存課を文化財課に名称変更 |
| 平成25年4月 | 6部25課3室 | 1事務局3課 | 大宇陀地域事務所 1課 菟田野地域事務所 1課 室生地域事務所 1課 | <ul style="list-style-type: none"> ・営繕課を公営住宅課に名称変更 ・まちづくり支援課内に産業振興推進室を設置 |
| 平成25年6月 | 6部25課2室 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・病院建設室を廃止 |
| 平成26年4月 | 6部26課1室 | 1事務局3課 | 大宇陀地域事務所 1課 菟田野地域事務所 1課 室生地域事務所 1課 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興推進室を廃止し、産業企画課を新設 |
| 平成27年4月 | 6部26課1室 | 1事務局3課 | 大宇陀地域事務所 1課 菟田野地域事務所 1課 室生地域事務所 1課 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援課をこども未来課に、都市計画課をまちづくり推進課に名称変更 |
| 平成28年4月 | 6部26課1室 | 1事務局3課 | 大宇陀地域事務所 1課 菟田野地域事務所 1課 室生地域事務所 1課 | |

合併時の宇陀市の行政組織・機構は、合併協議における調整方針に基づき、本庁と4つの地域事務所を設置し、教育委員会事務局も、本局と4つの地域教育事務所を設置していました。このことは、「合併したら役場の職員が削減されて、これまで地域でできていたことが本庁に行かないとできなくなるのではないか」、「地域の声が行政に届きにくくなるのではないか」という住民の不安に応えるためですが、一方では、市民にわかりにくいものとなっているとともに、合併前の制度や慣習にとらわれがちな面もあり、新市における統一的な施策の実施や速やかな一体性の確立という観点から本庁と地域事務所(教育委員会においては、本局と地域教育事務所)の権限と役割の明確化と組織の簡素化が求められていました。

したがって、合併後の数年は、現状を踏まえ、市民の視点からそれぞれの権限と役割を再構築するとともに、施策の効率的な展開と合併効果の早期の発揮という観点から、榛原地域事務所や地域教育事務所の廃止など、大幅な組織・機構改革を繰り返してきました。

その後は、少子高齢化の進展等社会情勢の変化や市民ニーズの多様化・高度化に伴う様々な行政課題に対応するため、新たな組織を設置することや課の統廃合などを行ってきました。

その結果、平成28年4月時点の組織・機構は、本庁が6部26課1室、教育委員会が1事務局3課、地域事務所が3事務所とも1課となっています。

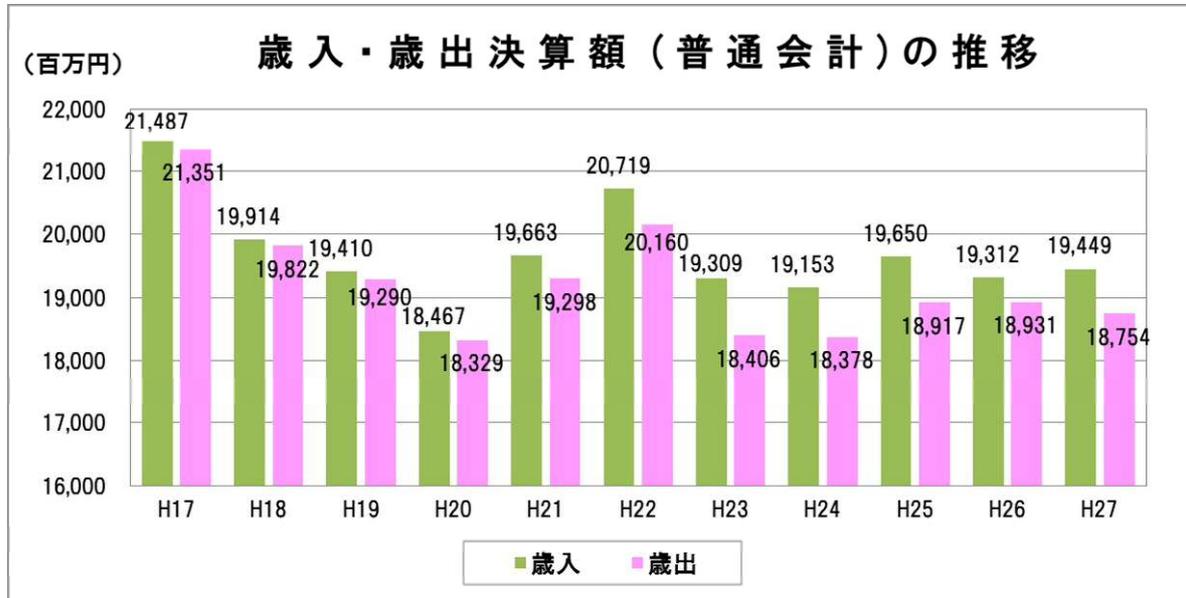
宇陀市の職員は、旧町村の職員をそのまま引き継いでいることから、合併時の職員数は市全体で912人(普通会計に属する職員数:570人、特別会計に属する職員:25人、企業会計に属する職員数:317人 ※P20参照)となっており、類似団体等と比較してもかなり多い状況でした。

市町村合併による行財政の効率化という観点からは、職員数の削減は合併による大きな効果の一つであるとともに課題でもありました。合併後の職員は減少し続け、平成28年4月で634人(普通会計に属する職員数:365人、特別会計に属する職員:26人、企業会計に属する職員数:243人 ※P20参照)となっていますが、それでも類似団体等と比較して多い状況です。

今後も宇陀市の規模に見合う適正な職員数を早期に示すとともに、市民ニーズに的確に応えることができる組織・機構を併せて構築する必要があります。

3. 財政状況について

(1) 歳入・歳出決算額



合併期日が平成18年1月1日であることから、平成17年度決算に限り、12月末までは旧町村で決算を行い、合併以降の3ヶ月分は宇陀市で決算を行っているため、平成17年度は5つの決算を併せたものを宇陀市の決算としています。

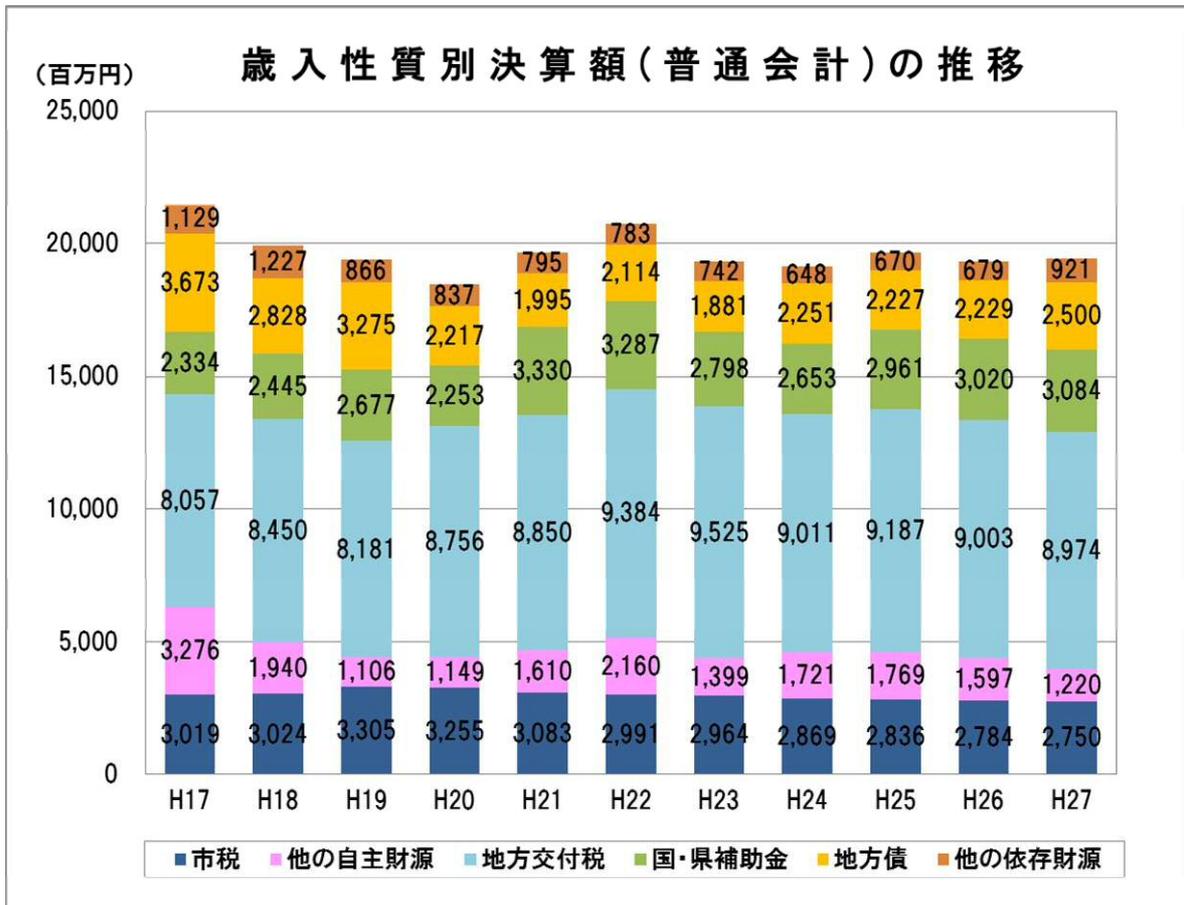
平成17年度は、旧町村で作成した予算を持ち寄り、合併前に普通建設事業費が増加する傾向も見られたことから、歳入・歳出ともに210億円を超える決算額となっています。

その後は、特別職報酬・職員給料の削減や普通建設事業費の抑制などの行財政改革の実施によって決算規模の縮小に努め、平成20年度には決算額が歳入・歳出ともに190億円を下回りました。

平成22年度は、早期勧奨退職制度による退職手当組合負担金の増加や、繰上償還の実施などによる公債費の増加により、決算額が歳入・歳出ともに200億円を超えることになりましたが、その後は190億円前後の決算額で推移しています。

なお、宇陀市は合併後黒字決算を続けていますが、平成21年度以降は毎年3億円を超える黒字を計上しており、余剰金については次年度予算に繰越金として計上したり、基金に積み立てるなどして、財政の健全化に努めています。

(2) 歳入性質別決算額(普通会計)



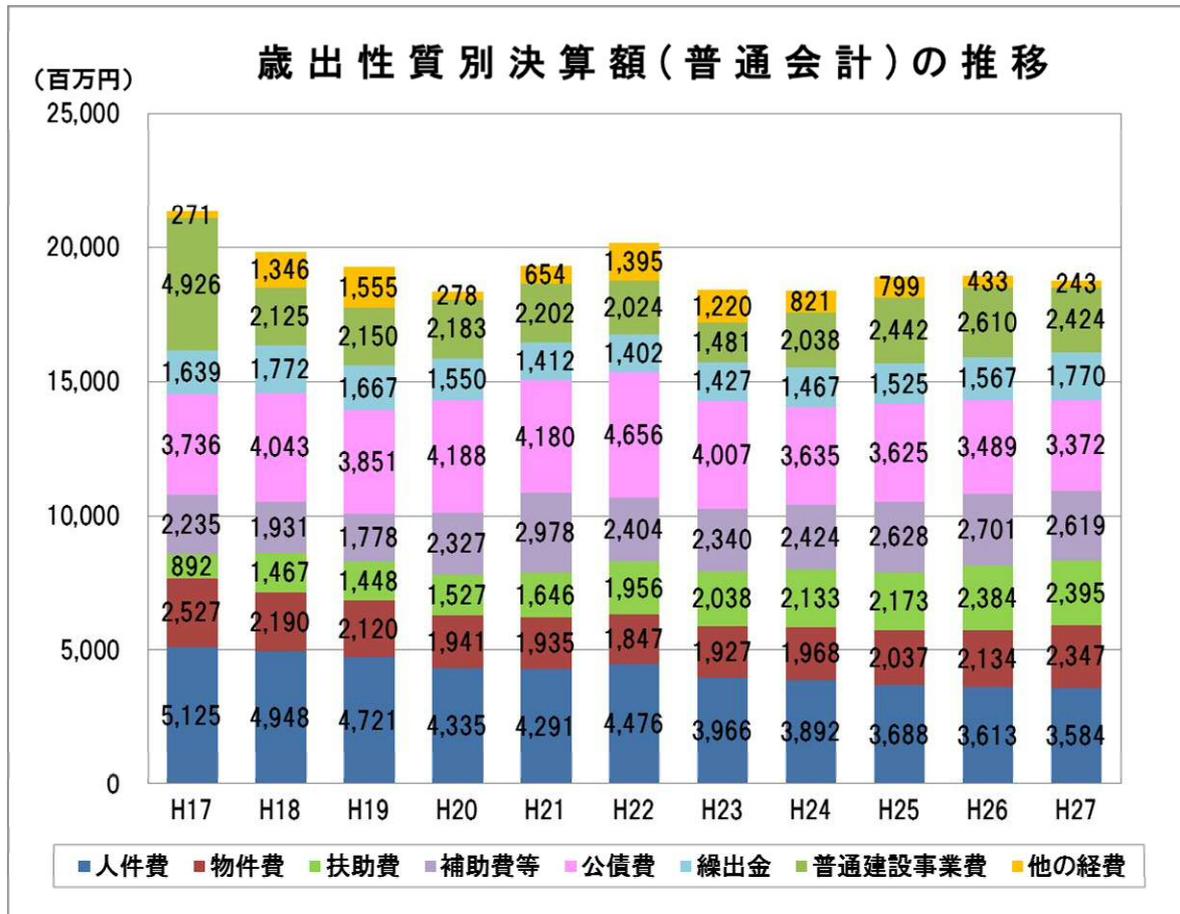
地方公共団体の歳入は、市税などの自主財源で賄われることが理想ですが、宇陀市のように市税などの独自で確保できる財源が乏しい場合には、地方交付税などの依存財源に大きく頼ることになります。

歳入決算額全体としては、普通建設事業費が50億円近く、その財源として地方債の発行額が増加した平成17年度と、地方交付税の交付額が増加した平成22年度に200億円を超えましたが、それ以外の年度は190億円前後で推移しています。

税収は、税源移譲があった平成19年度にピークを迎え、33億円を超える決算額となっていますが、その後は減少傾向にあり、平成27年度の決算額で27億50百万円となっています。

地方交付税は、平成22年度に交付額が90億円を超え、その後、平成26年度までは90億円を超える額が交付されていましたが、平成27年度に90億円を下回りました。今後は、合併算定替の段階的な見直しにより、更に交付額が減少することが予想されます。

(3) 歳出性質別決算額(普通会計)



歳出決算額全体としては、人件費と普通建設事業費が約50億円であった平成17年度と、公債費が増加した平成22年度に200億円を超えましたが、それ以外の年度は190億円前後で推移しています。

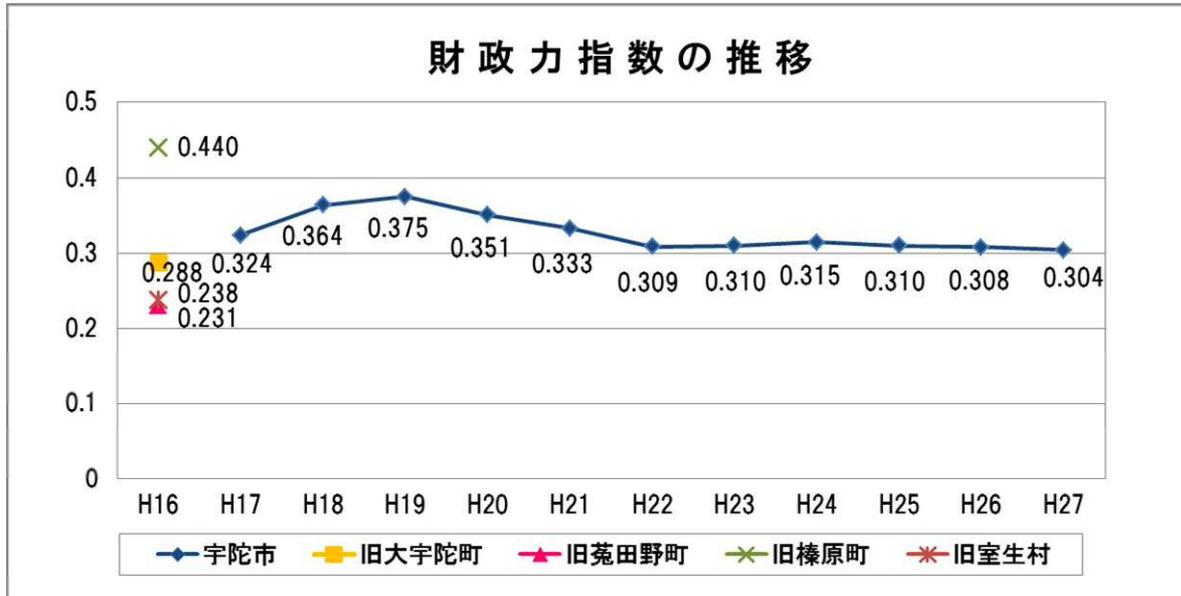
人件費は、新規採用者数の抑制や給料の一律カット等を実施したことなどにより、平成17年度には50億円を超えていましたが、平成27年度には35億84百万円となっています。

扶助費は、生活保護費の増加や福祉関連法改正による制度の充実などの理由から、平成17年度に8億92百万円であったものが、平成27年度には23億95百万円と3倍近い額に急増しています。

公債費は、繰上償還を実施したことなどにより、平成22年度に大きく増加しましたが、その後は、減少傾向にあります。

普通建設事業費は、平成17年度が旧町村における合併前の駆け込み実施があったため49億26百万円と突出しており、その後は平成24年度まで20億円を少し超える程度で推移していましたが、平成25年度以降は学校の耐震化等を進めた結果、増加傾向にあります。

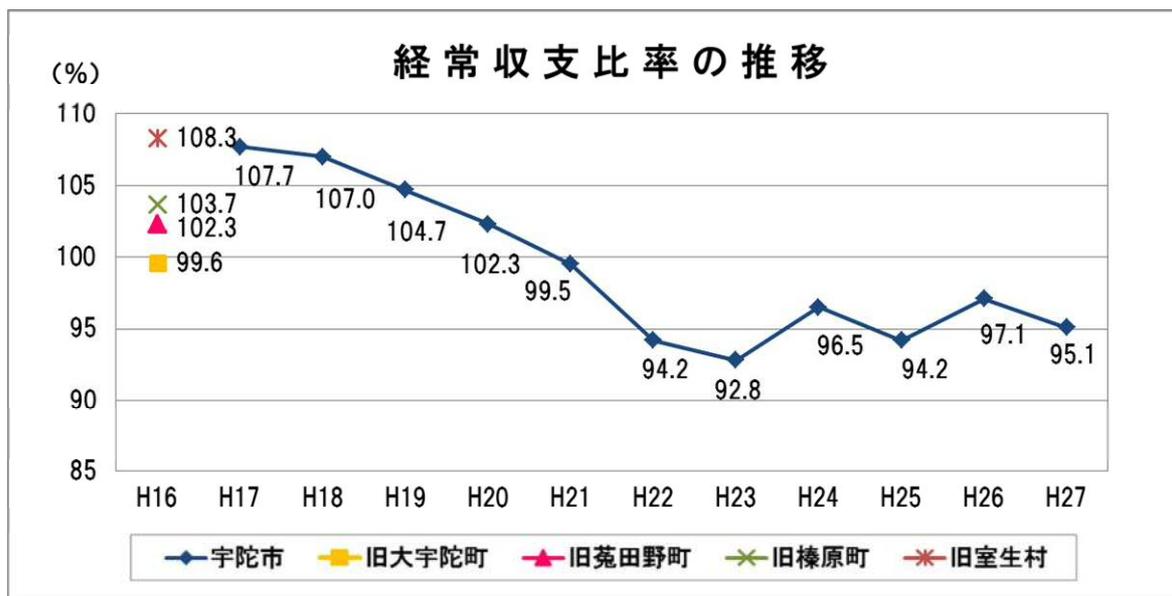
(4) 財政力指数



財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額(主に税収)を基準財政需要額(行政サービスの提供に必要な費用)で除して得た数値です。この指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1を超える団体は、普通地方交付税の交付を受けません。

合併前は旧榛原町だけが0.4を超えていましたが、それ以外の3町村は0.3以下と旧榛原町よりも財政力が低い状況にありました。宇陀市となって以降は、平成19年度の0.375をピークに減少傾向にあり、平成27年度は0.304となっています。宇陀市の財政力指数が0.304ということは、行政サービスの提供に必要な費用を税収などの収入で3割程度しか賄っていないことを示しています。

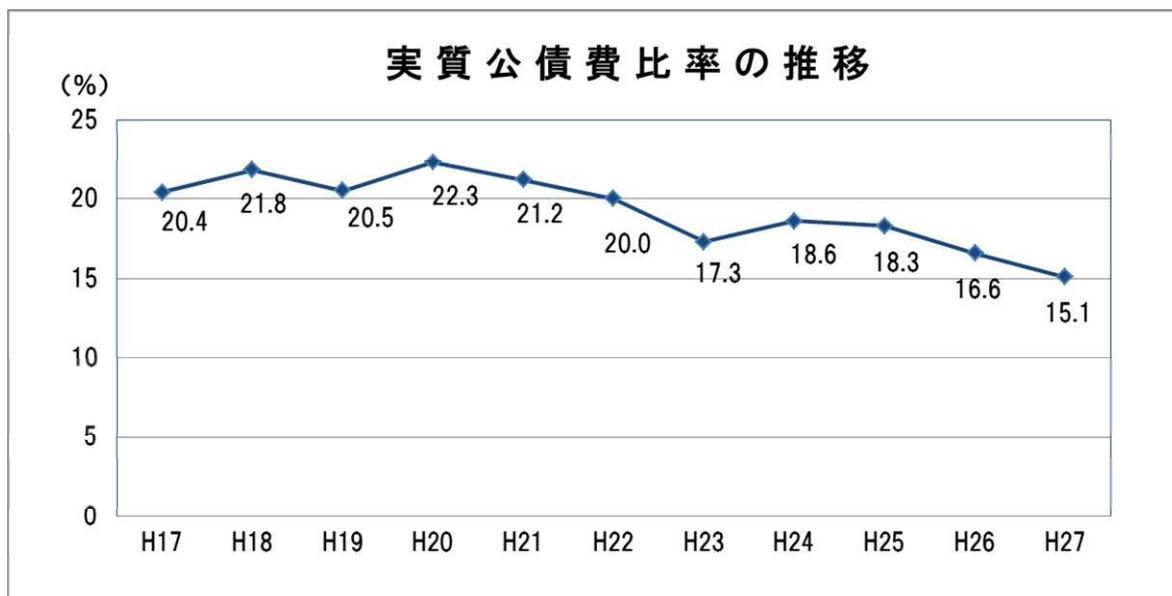
(5) 経常収支比率



経常収支比率とは、財政構造の弾力性を表す指標で、人件費、扶助費、公債費などのように毎年経常的に支出される経費（義務的経費）に、地方税や普通交付税のように毎年経常的に収入される一般財源がどの程度費やされているかを示したものです（この指標が低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、自由に使える財源に余裕があることとなります。逆に、高ければ高いほど財政構造の硬直化が進んでいることとなります）。一般的に75%程度であることが妥当であり、80%を超える場合は財政構造の弾力性を欠いているとされています。しかし、地方財政全体が悪化している今日では、大部分の地方公共団体が80%を超える状況にあり、100%を超える団体も見られます。100%を超えると、経常的に必要な経費が経常的に収入でまかなえていない、“綱渡り”な財政運営を強いられている状態になっていることを示しています。

合併前の経常収支比率を見てみると、旧大宇陀町を除く3町村が100%を越えており、財政の弾力性が失われ、財政構造の硬直化がかなり進んでいたことがわかります。宇陀市となって以降は、行財政改革の効果などによって減少し続け、平成23年度に92.8%まで改善されましたが、それでも高い数値となっています。その後も95%前後で推移しているため、今後も更なる行財政改革の実施などにより、財政構造の弾力化を図り、健全な財政運営を目指す必要があります。

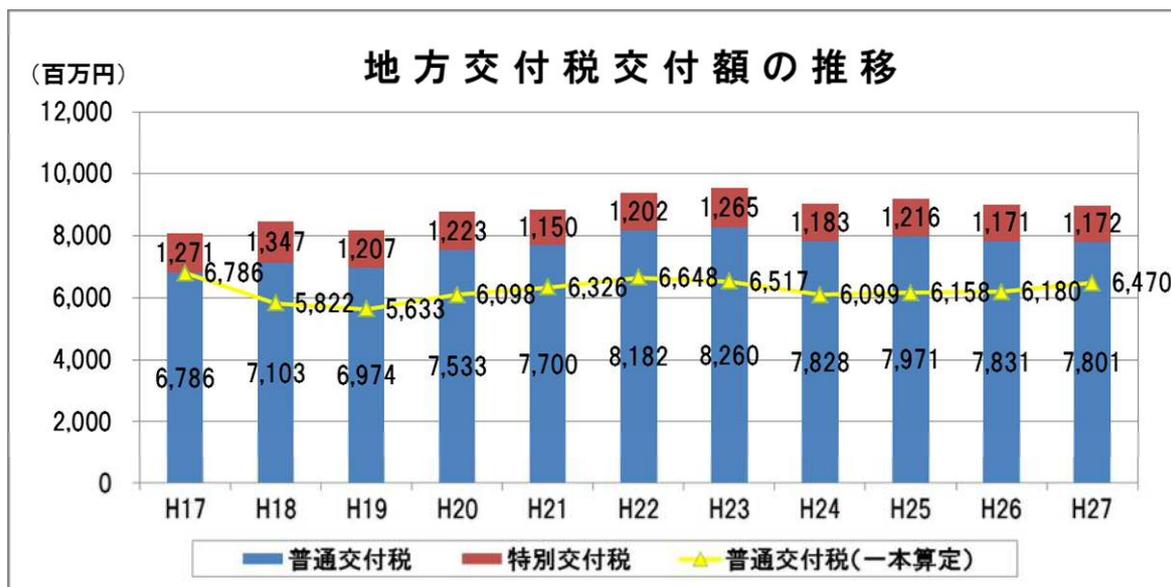
(6) 実質公債費比率



実質公債費比率は、地方公共団体における一般財源の規模に対する公債費の比率のことで、一般会計の公債費のほか、公営事業会計が元利償還金として支払った金額のうち、一般会計が公営事業会計などに繰り出した金額も合算して計算することとされています。この比率が18%を超えると地方債の発行に県知事の許可が必要となり、早期健全化基準の25%を超えると、単独事業のために地方債を発行することができなくなったり、財政健全化計画の策定が義務付けられたりします。

宇陀市となった直後の平成17年度は20.4%で、その後は合併前の旧町村時代に発行した地方債の元利償還が始まったこと等によって上昇傾向にありましたが、平成20年度をピーク(22.3%)として、その後は、地方債発行額の抑制等により減少傾向にあり、平成27年度は15.1%となっています。

(7) 地方交付税



地方交付税は、本来地方の税収入とすべき性質のものですが、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての団体が一定の行政サービス水準を維持できるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば“国が地方に代わって徴収する地方税であり、地方の固有財源”という性格をもっています。

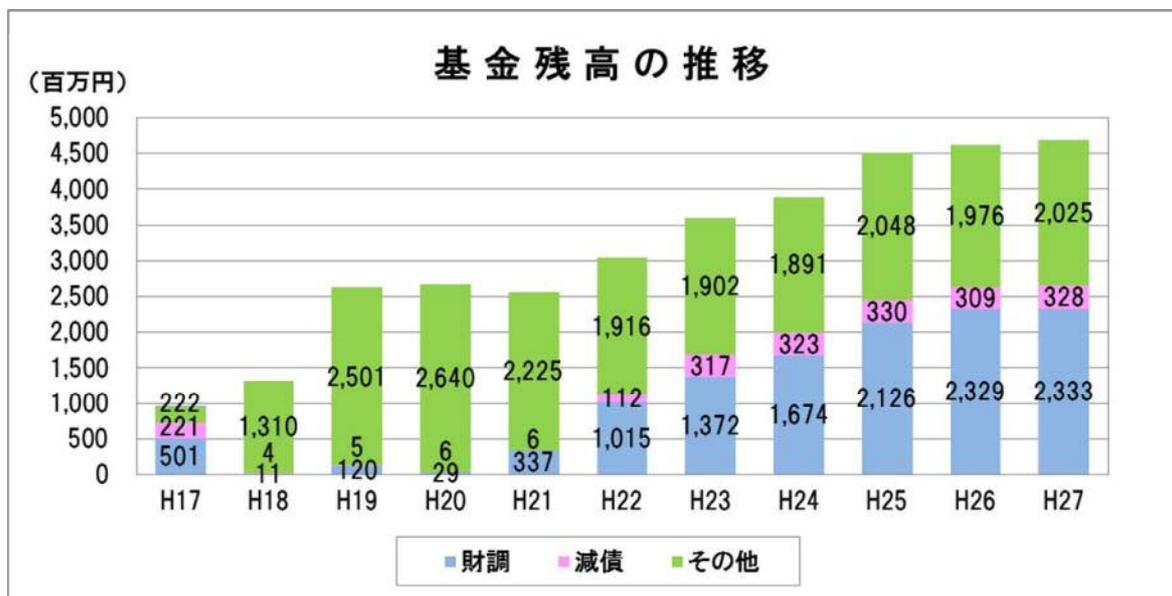
地方交付税には、財源不足が生じる地方公共団体に対して交付される普通交付税と、普通交付税で補足されない特別の財政需要に対して交付される特別交付税があります。

宇陀市は、普通交付税の交付額が平成17年度から23年度まで増加傾向にありましたが、その後は79億円前後で推移しています。

宇陀市は、合併団体であるため、普通交付税額について、合併年度とこれ続く10ヶ年度については、合併前の町村が存続したものとみなして交付税額を算定する合併算定替という特例措置が適用されてきましたが(その後の5ヶ年度は、激変緩和期間として交付税額は段階的に縮減されます。)、この特例措置が適用されなかった場合には、毎年15億円前後の減収となっていたこととなります。

特別交付税の交付額は、平成17年度以降、12億円前後で推移しています。

(8) 基金残高

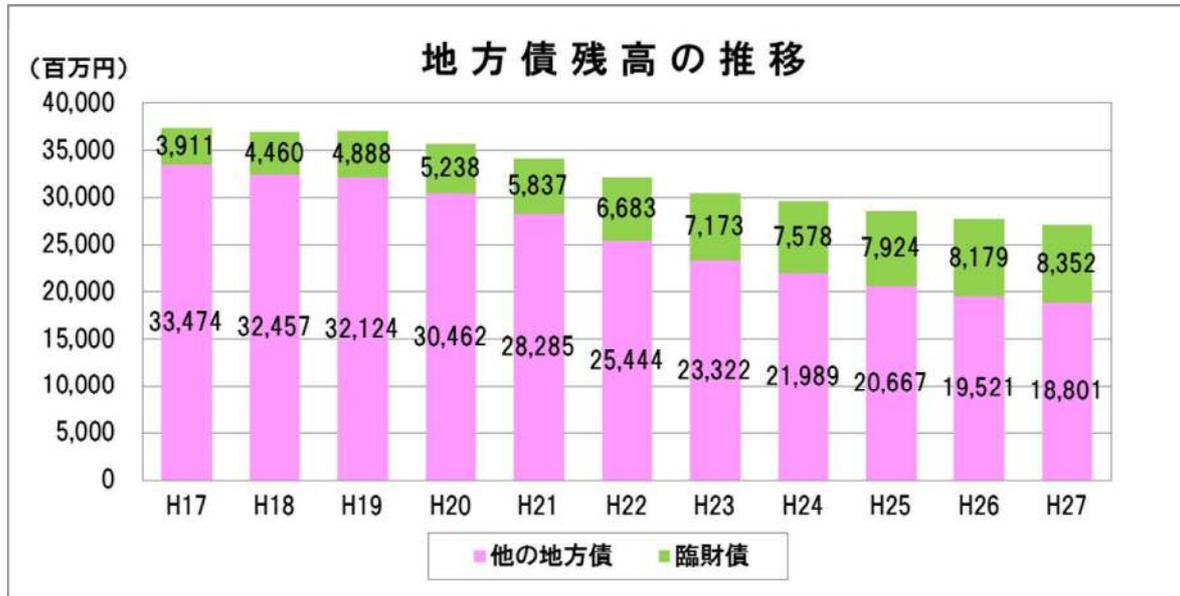


地方公共団体の貯金にあたる基金には、財政運営のための基金(財政調整基金及び減債基金)と特定目的のための基金(地域づくり推進基金やふるさと応援基金など)があり、財政運営のための基金がなくなると、年度間の収支の変動に的確に対応できなくなり、安定的な財政運営ができなくなります。

合併前の旧町村でも基金を蓄えていましたが、国が進める三位一体改革による地方交付税の大幅な削減などにより、蓄えた基金を取り崩すことによって財源調整を行ってきた結果、基金残高は急激に減少しました。この基金の取り崩しについては、合併後も止まるところを知らず、財政調整基金と減債基金は、平成18年度にほぼ枯渇してしまいました。以降、この状態が平成20年度まで続くこととなりますが、その後は、国の地方財政支援や行財政改革の推進により、基金残高は、回復傾向にあります。

平成27年度の各基金の積立額は、財政調整基金が23億33百万円、減債基金が3億28百万円、その他の基金が20億25百万円(うち地域づくり推進基金が18億07百万円)で、全体で46億86百万円となっています。

(9) 地方債残高

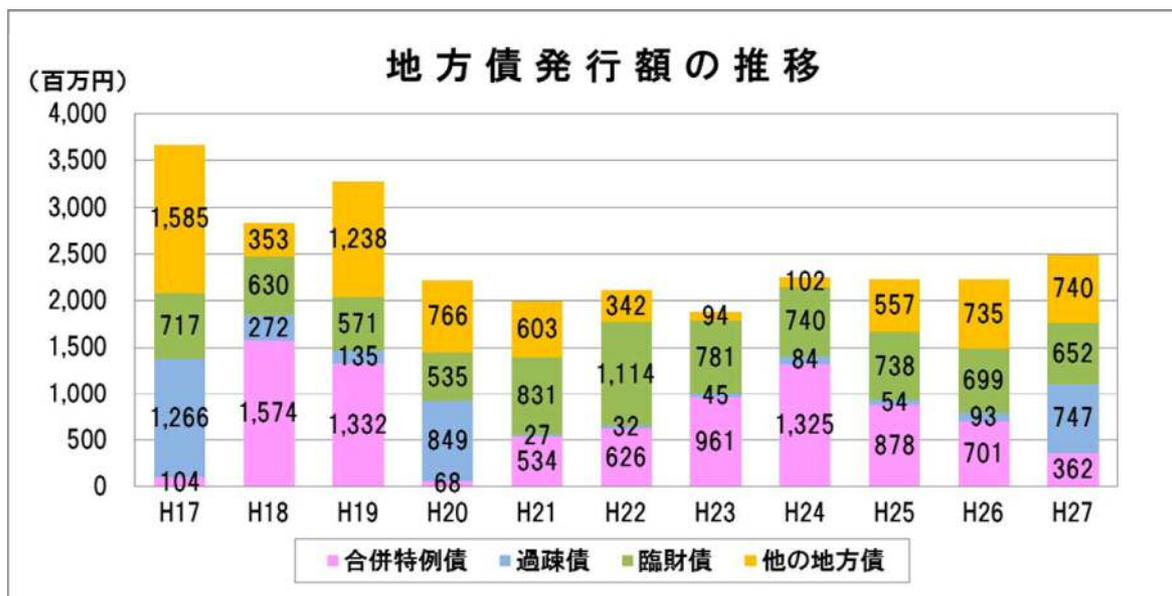


合併前の旧町村は財政力が脆弱であったので、住民の様々な要望に応えるため、地方公共団体の借金にあたる地方債を活用しまちづくりを進めてきました。公共施設等を建設する際の財源として地方債を活用することは、施設を利用する世代間における負担の公平性を担保する観点から必要なことだと考えられています。過疎債や合併特例債などは、元利償還金(元金と利子を合せて返すお金)の70%が普通交付税として市に入ってくるため、一般的に“有利な地方債”と言われていますが、過度に財源を地方債に求めることは、後年度の財政運営に深刻な影響を及ぼすことになります。

宇陀市においては、H17年度から H19年度は、旧町村の継続事業や合併特例債を活用した基金造成(積立額24億円)などをおこなってきたため、横ばいで推移していますが、H20年度以降は発行額に上限を設けたため減少しています。その後も発行額の抑制や繰上償還を実施したことなどにより、地方交付税で返済のための財源が100%措置される臨時財政対策債を除く実質的な地方債残高は減少傾向を続け、平成27年度は188億1百万円となっています。

臨時財政対策債は、地方交付税の原資となっている国税5税(所得税・酒税・法人税・消費税・たばこ税)の一定割合が、地方交付税の必要額に足りない場合に、不足額を国と地方で折半し、地方分について地方公共団体で地方債を発行して補てんするもので、元利償還に要する全額が、地方公共団体に交付される地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されます(このことを「交付税措置」といいます)が、その残高は年々増加し続け、平成27年度の残高は、83億52百万円となっています。

(10) 地方債発行額



公共施設等を建設する普通建設事業に取り組む上で、その財源は、国費や県費などが優先されますが、必ず事業を実施する地方公共団体の負担が発生することになります。この場合に、施設を利用する世代間における負担の公平性を担保する観点から地方債を活用することになりますが、財政力の弱い団体ほどこの地方債に依存することになります。

合併前の旧町村においても地方債に依存して普通建設事業が実施されてきましたが、その体質は宇陀市にも引き継がれ、合併直後の平成17年度から平成19年度は、旧町村の継続事業や合併特例債を活用した基金造成(積立額24億円)などをおこなってきたため30億円前後の地方債を発行しており、その後も毎年20億円程度の地方債を発行し続けています。ただし、地方交付税で返済のための財源が100%措置される臨時財政対策債を除く実質的な地方債発行額は、平成20年度以降は15億円前後で推移しています。

地方債の種類別では、宇陀市になって以降、合併特例債の発行額が一番多く、その額は84億64百万円となっています。合併特例債は、元利償還額の70%が交付税措置されるため、一般的に“有利な地方債”と言われてはいますが、現行の法律では、宇陀市の場合、平成32年度までしか発行できないため、今後の普通建設事業の実施に際しては、どのような地方債を活用できるのかという点からも、慎重に検討する必要があります。

VI. 新市まちづくり計画の進捗状況

1. 新市まちづくり計画について

(1) 概要

新市まちづくり計画は、大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村の速やかな一体化を促進し、合併後のまちづくりを進めるための基本方針を定めるとともに、これに基づくまちづくり計画を策定して、その実現を図ることにより、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すための基本方針等について定めたものです。

計画に位置付けられた事業は、合併特例債を活用することができます。

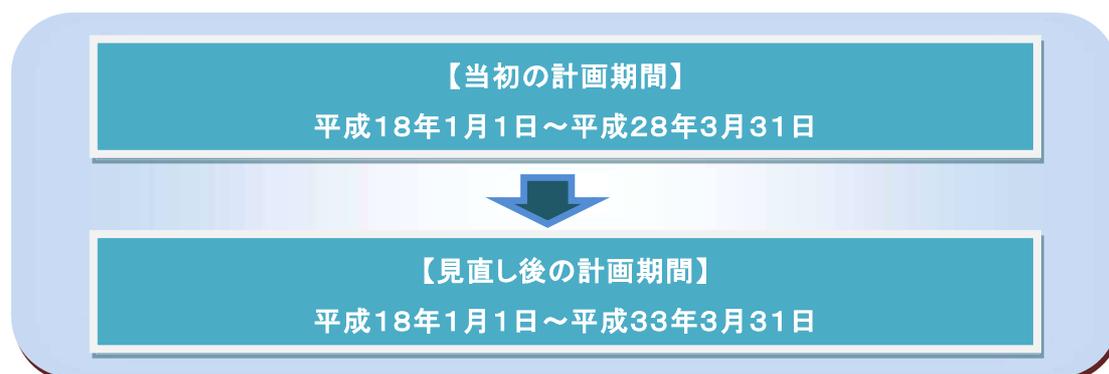
(2) 計画の構成

新市まちづくり計画は、新市のまちづくりのための基本方針(将来ビジョン)を実現していくための新市における主要施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成されています。

(3) 計画期間

合併前の平成17年2月に計画を策定したときの計画期間は、合併特例法による財政措置期間である合併年度とこれに続く10ヶ年度(平成18年度から平成27年度)でしたが、東日本大震災の発生をうけ、合併特例債の発行期間が延長されたため、平成27年度に新市まちづくり計画の計画期間を5年間延長し、平成32年度までとしました。

新市まちづくり計画の延長



(4)新市の将来像

新市まちづくり計画では、めざすべき新市の将来像(まちのイメージ)を、以下のように設定しています。

■新しいまちの姿(将来像)

水と緑・歴史と文化が共生する ふれあい豊かなまち
～ みんなでつくる 夢ある宇陀 ～

豊かな「水と緑」の恵みや「歴史と文化」を活かし、地域の個性と人々が「共に」輝くまちづくりをめざす。また、人と人、人と地域との「豊かなふれあい」を通じ、新たな活力が生まれ、すべての人が豊かに安心して暮らせる、未来に「夢」ふくらむまちをめざすこととする。

■まちづくりの基本理念

豊かな自然や歴史文化を最大限に活かすまち

すべての人が安心して住み続けられるまち

交流さかんな躍動感あふれるまち

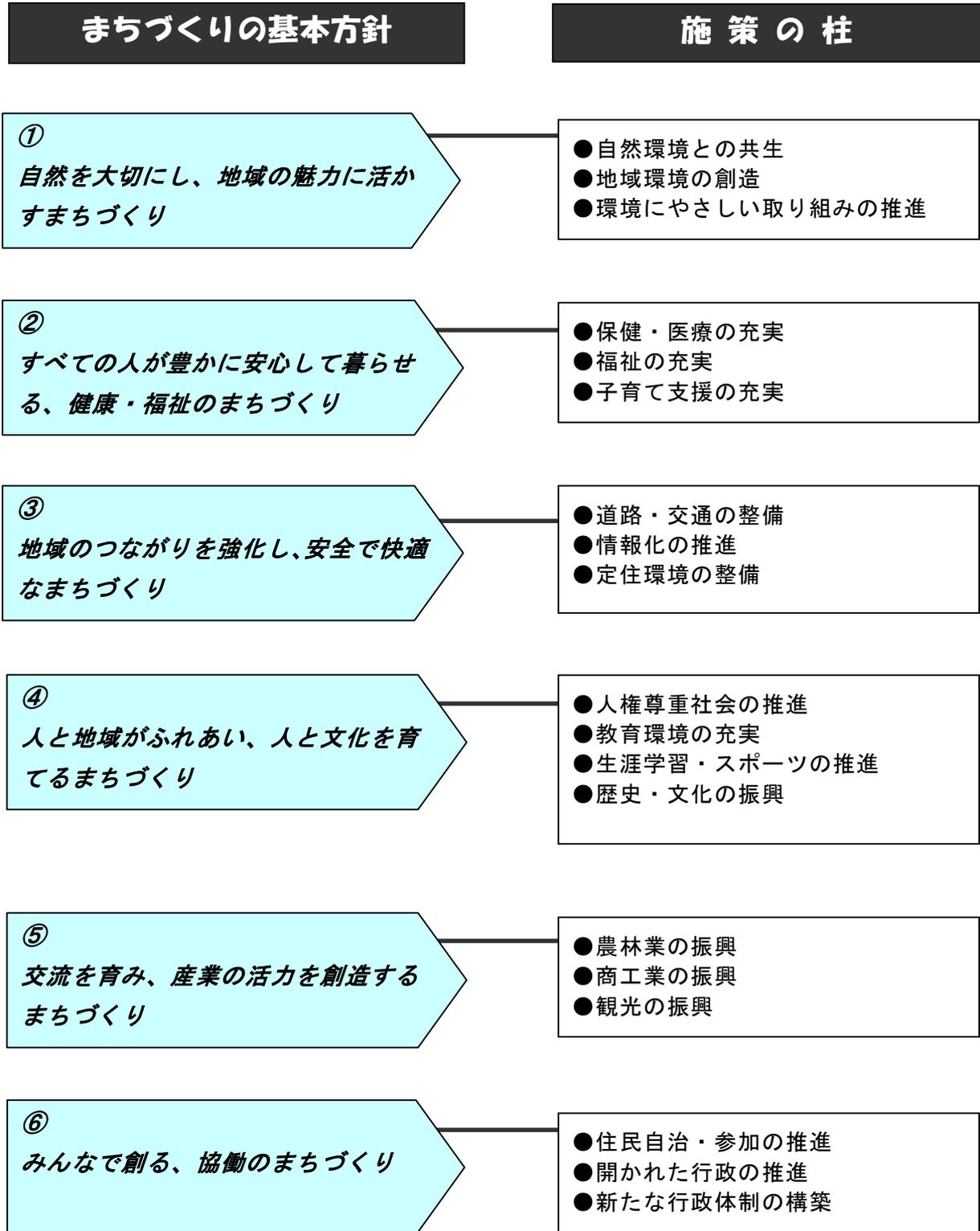
■まちづくりの基本姿勢

職員の意識改革や行財政基盤の確立に取り組んでいく姿勢

住民と行政が相互に協力・連携してまちづくりに取り組んでいく姿勢

(5)新市の主要施策体系

新市まちづくり計画では、まちづくりの基本理念、将来像等を踏まえ、まちづくりの基本方針に対応する施策の体系を以下のように設定しています。



(6)新市まちづくり計画主要施策事業進捗状況

(H28年12月現在)

| | 事業名 | 事業概要 | 当初事業年度 | 事業年度(事業期間) | 進捗状況 |
|----|----------------------------|--|--------|------------|------|
| 1 | 市民病院建設事業 | 新市の医療の中核となる病院の建設 | 19～24 | 18～25 | 完了 |
| 2 | CATV整備事業 | 地域ケーブルテレビ施設の整備 | 18 | 19～21 | 完了 |
| 3 | 一般廃棄物最終処分場及びびりサイクルセンター整備事業 | 一般廃棄物最終処分場及びびりサイクルセンターの整備 | 18～20 | | 未着手 |
| 4 | 産業支援機構の創設 | 産・官・学一体となった産業支援機構を創設 | 18 | | 未着手 |
| 5 | 基金造成事業 | 地域の活性化を図るため、基金を造成 | 18～19 | 18～19 | 完了 |
| 6 | 大宇陀町心の森総合福祉公園整備事業 | 総合福祉公園の整備 | 18～19 | 18～21 | 完了 |
| 7 | 松山地区街なみ環境整備事業 | 松山地区の歴史的街並みの保全・整備 | 18～22 | 18～32 | 継続 |
| 8 | 宇陀松山城跡保存整備事業 | 新市のシンボルとして宇陀松山城を保全 | 18～27 | 18～32 | 継続 |
| 9 | 松山地区重要伝統的建造物群保存地区保存事業 | 補助金の支出により歴史的街並みを維持保全 | 18～27 | 18～ | 継続 |
| 10 | 給食センター建設事業 | 給食センターの建設 | 18 | | 未着手 |
| 11 | 幼稚園建設事業(菟田野こども園) | 保育所を統合し、こども園を建設 | 19 | 28～31 | 計画 |
| 12 | 美術室・図書室整備事業 | 美術室・図書室を整備 | 19 | | 未着手 |
| 13 | 健民運動場拡張工事 | 健民運動場の拡張 | 18～20 | | 未着手 |
| 14 | ワールドメイプルパーク整備事業 | 林業後継者育成を目的とした体験型公園の整備 | 19～21 | 19～24 | 完了 |
| 15 | 観光基盤施設整備事業 | トイレ、駐車場等の観光基盤の整備 | 19～20 | | 未着手 |
| 16 | 保健福祉センター建設事業 | 新市の保健・福祉の中核となるセンターの建設 | 23～25 | | 未着手 |
| 17 | 榛原駅前広場及び駅周辺整備事業 | 新市における交通の中心地として駅前及び周辺を整備 | 18～27 | 22～31 | 完了 |
| 18 | 都市計画道路 東町西峠線の整備事業 | 榛原駅北側の都市計画道路の整備 | 22～27 | 18～27 | 完了 |
| 19 | 近鉄榛原駅エレベーター設置事業 | 榛原駅構内にエレベーターを設置 | 21 | 21～22 | 完了 |
| 20 | 都市公園事業(宇陀川公園) | 公園計画見直しに伴う街区公園の整備 | 18～19 | | 未着手 |
| 21 | 都市公園事業(榛原フレンドパーク) | 現宇陀市庁舎建設に伴う代替公園の整備 | 18～19 | 18～20 | 完了 |
| 22 | 小学校・中学校校舎大規模改修事業 | 小・中学校の大規模改修 | 19～20 | 25～29 | 継続 |
| 23 | 道路整備事業 市道深野中央線 | 深野地内より県道上笠間三本松停車場線までを生活道路として整備 | 18～19 | 17 | 完了 |
| 24 | 道路整備事業 市道室生山田西出線 | 室生地内における道路の新設及び既存村道の改良整備 | 18～20 | 18～21 | 完了 |
| 25 | 道路整備事業 市道小原小倉線 | 小原地内県道都那名張線より市道小倉室生線までを生活道路として整備 | 18～20 | 24～25 | 完了 |
| 26 | 林道開設事業 市道赤埴カトラ線 | 榛原地域と室生地域を結ぶ林道の整備 | 18～21 | 18～21 | 完了 |
| 27 | 芸術活動等拠点整備事業 | 都市住民との体験交流ができる文化芸術活動施設の整備 | 18～21 | 18 | 完了 |
| 28 | 農業文化等拠点整備事業 | 都市住民との交流や自然体験のできる宿泊研修施設の整備 | 18～21 | | 未着手 |
| 29 | 総合運動公園駐車場等整備事業 | 総合運動公園における駐車場整備事業 | 19～20 | | 未着手 |
| 30 | 「大師の道」遊歩道整備事業 | 道の駅・山上公園を結ぶ「大師の道」を再生し「森の回廊」として文化的風景を創出 | 18～21 | | 未着手 |
| 31 | 農道整備事業(一般農道大野刈線負担金) | 大野地内から刈線地内までの農道整備に伴う負担金 | 18～21 | 18～32 | 継続 |
| 32 | 合併浄化槽設置整備事業 | 合併処理浄化槽の整備事業 | 18～27 | 18～ | 継続 |

| | 対象地域 | | | | | 計 | |
|------|------|-------|-------|------|------|----|----|
| | 市域全域 | 旧大宇陀町 | 旧菟田野町 | 旧榛原町 | 旧室生村 | | |
| 事業数 | 7 | 4 | 6 | 6 | 9 | 32 | |
| 実施状況 | 完了 | 3 | 1 | 1 | 4 | 5 | 14 |
| | 継続 | 2 | 3 | 1 | | 1 | 7 |
| | 未着手 | 2 | | 4 | 2 | 3 | 11 |

新市まちづくり計画が策定された時点(平成17年2月)で計画に掲載された32事業のうち、これまで14事業が完了しており、7事業を継続実施しています。

一方、計画策定時からの社会情勢の変化等により、未着手となっている事業が11事業あります。

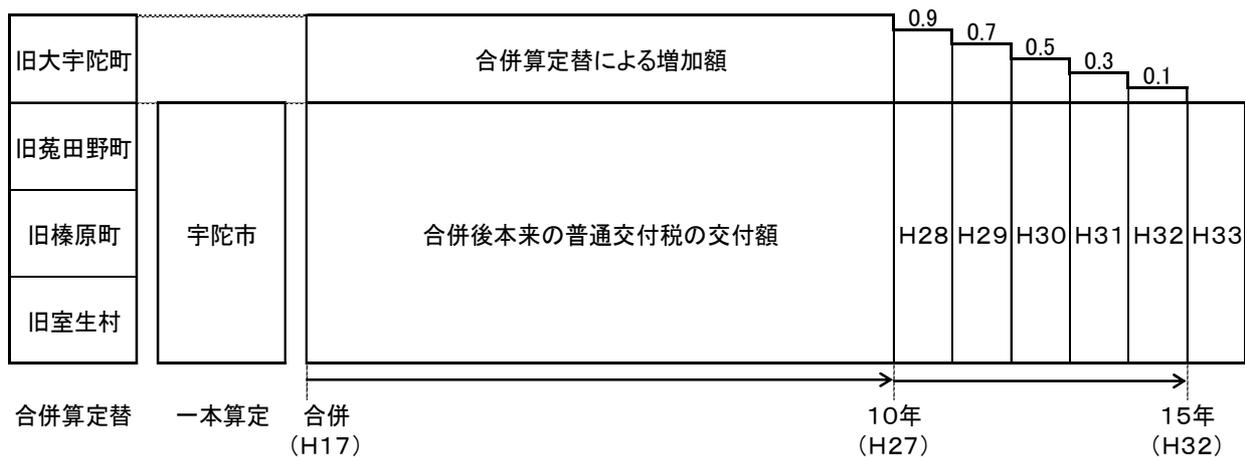
Ⅶ. 合併支援措置の活用状況

1. 普通交付税について

(1) 算定の特例(合併算定替)

合併団体は、普通交付税額について、合併年度とこれに続く10ヶ年度については、合併前の市町村が存続したものとみなして交付税額を算定する特例措置(合併算定替)が適用されます。なお、その後の5ヶ年度は激変緩和措置が適用され、交付税額は段階的に縮減されます。

合併算定替の仕組



(2) 合併算定替と一本算定の比較

(千円)

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 旧大宇陀町① | 1,751,554 | 1,691,663 | 1,808,635 | 1,842,002 | 1,899,851 |
| 旧菟田野町② | 1,234,438 | 1,283,070 | 1,393,422 | 1,444,984 | 1,516,343 |
| 旧榛原町③ | 2,224,112 | 2,128,647 | 2,284,731 | 2,345,931 | 2,639,362 |
| 旧室生村④ | 1,892,485 | 1,888,104 | 2,051,127 | 2,076,898 | 2,126,309 |
| 調整額⑤ | 0 | -17,726 | -4,752 | -9,808 | 0 |
| 合併算定替額⑥ ※①～⑤の計 | 7,102,589 | 6,973,758 | 7,533,163 | 7,700,007 | 8,181,865 |
| 一本算定⑦ | 5,822,289 | 5,632,964 | 6,098,192 | 6,325,569 | 6,648,179 |
| 効果額 ※⑥-⑦ | 1,280,300 | 1,340,794 | 1,434,971 | 1,374,438 | 1,533,686 |

(千円)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 旧大宇陀町① | 1,921,471 | 1,809,375 | 1,844,227 | 1,830,104 | 1,855,040 |
| 旧菟田野町② | 1,531,708 | 1,474,399 | 1,495,959 | 1,493,321 | 1,463,735 |
| 旧榛原町③ | 2,632,180 | 2,510,895 | 2,562,751 | 2,486,646 | 2,515,932 |
| 旧室生村④ | 2,174,511 | 2,033,347 | 2,067,922 | 2,021,296 | 1,966,639 |
| 調整額⑤ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合併算定替額⑥ ※①～⑤の計 | 8,259,870 | 7,828,016 | 7,970,859 | 7,831,367 | 7,801,346 |
| 一本算定⑦ | 6,517,244 | 6,099,149 | 6,157,730 | 6,180,347 | 6,470,126 |
| 効果額 ※⑥-⑦ | 1,742,626 | 1,728,867 | 1,813,129 | 1,651,020 | 1,331,220 |

合併団体に適用される普通交付税額を算定する際の特例措置(合併算定替)が適用された場合と、合併後の市町村を一つのものとした算定額(一本算定額)との差額(効果額)は、上記のとおりとなっており、毎年13億円から18億円の効果額があったことがわかります。

しかし、平成28年度からは当該特例措置が見直され、交付税額は平成32年度までの5年間で段階的に削減されます。

これにより、宇陀市は急激に厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

2. 合併特例債について

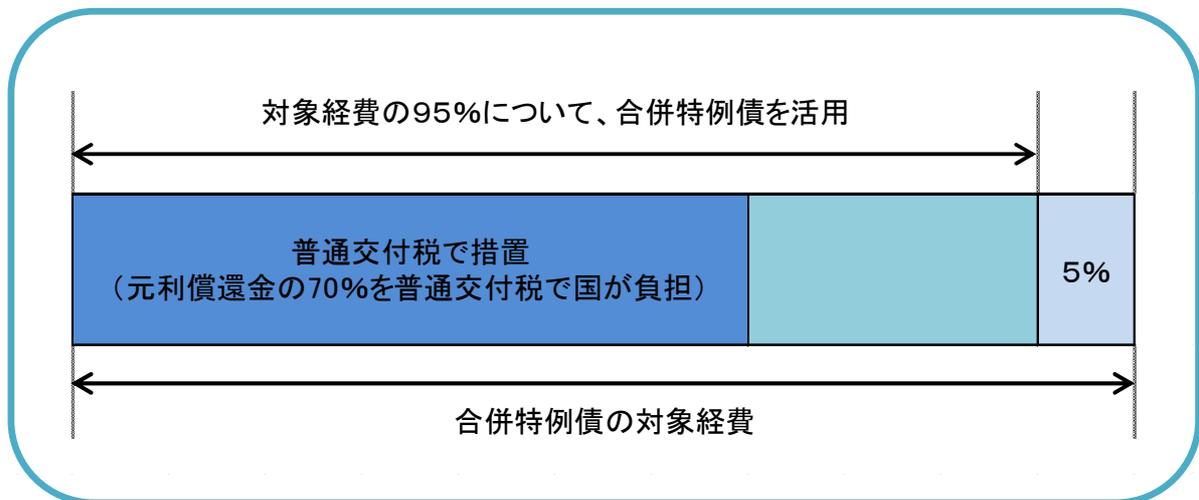
(1) 合併特例債

合併特例債とは、合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市まちづくり計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に活用する財源として、借り入れることができる地方債（借入金）のことをいいます。

活用する事業費のおよそ95%まで借り入れることができ、借り入れた地方債の将来支払う元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。

当初、宇陀市における合併特例債の活用は、合併後の10ヶ年度（平成27年度まで）とされていましたが、東日本大震災発生後における合併市町村の実情を踏まえ、国では「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の公布により、合併特例債の発行可能期間が延長されたため、宇陀市においても新市まちづくり計画の計画期間を5年間延長し、合併特例債を活用できる期間を平成32年度までとしました。

合併特例債の活用イメージ



宇陀市の合併特例債の発行可能額

【算式】

$$180\text{億円} \times \left(\frac{\text{合併後人口}}{10\text{万人}} \times a + b \right) \times \left(\frac{\text{増加人口}}{1\text{万人}} \times c + d \right) \times \left(2 - \frac{2}{\text{合併市町村数}} \right)$$

(合併後人口補正) (増加人口補正) (合併関係市町村数補正)

* 180億円は、合併後人口が10万人であり、かつ、増加人口が1万人である合併市町村について、合併市町村でない同規模の市町村の通常事業量の約3割増の事業を行うことのできる地方単独事業費および国庫補助事業費に係る地方負担額の合計額を想定しています。

* 増加人口: 合併後人口 - 旧市町村人口のうち最大のもの

* 算式中の係数

aおよびb

| 合併後人口数(人) | aの数値 | bの数値 |
|------------------|-------|-------|
| ～ 30,000 | 1.000 | 0.200 |
| 30,001 ～ 100,000 | 0.714 | 0.286 |
| 100,001 ～ | 0.000 | 1.000 |

cおよびd

| 増加人口数(人) | cの数値 | dの数値 |
|-------------------|-------|-------|
| ～ 10,000 | 0.333 | 0.667 |
| 10,001 ～ 50,000 | 0.167 | 0.833 |
| 50,001 ～ 100,000 | 0.083 | 1.250 |
| 100,001 ～ 200,000 | 0.042 | 1.667 |
| 200,001 ～ 400,000 | 0.021 | 2.083 |
| 400,001 ～ | 0.000 | 2.917 |

OH12国勢調査人口

| | |
|-------|---------|
| 旧大宇陀町 | 9,104人 |
| 旧菟田野町 | 4,914人 |
| 旧榛原町 | 19,438人 |
| 旧室生村 | 6,306人 |
| 計 | 39,762人 |
| 増加人口 | 20,324人 |

※積算には H12 国勢調査人口を用います

【宇陀市の合併特例債発行可能額】

$$180\text{億円} \times \left(\frac{39,762\text{人}}{10\text{万人}} \times 0.714 + 0.286 \right) \times \left(\frac{20,324\text{人}}{1\text{万人}} \times 0.167 + 0.833 \right) \times \left(2 - \frac{2}{1.5} \right) = 180.4\text{億円}$$

(合併後人口補正) (増加人口補正) (合併関係市町村数補正)

上記の算式により、宇陀市が発行できる合併特例債の上限額は約180億円です。

(2) 合併特例債の活用事業

(単位:百万)

| まちづくりの基本方針 | 施策の柱 | 事業名 | 実施年度 | 事業費 | 合併特例債の活用額 | |
|-------------------------|--------------------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------|-------|
| 自然を大切にし、地域の魅力を活かすまちづくり | 自然環境との共生 | 東榛原市民農園整備事業 | H25 | 30.0 | 16.1 | |
| | | | H26 | 25.9 | 6.5 | |
| | | | H27 | 12.6 | 6.6 | |
| | 地域環境の創造 | ワールドメイプルパーク整備事業 | H21 | 59.9 | 32.3 | |
| | | | H23 | 97.0 | 45.3 | |
| | | | H24 | 61.0 | 31.0 | |
| | 環境にやさしい取り組みの推進 | 宇陀クリーンセンター設備改修事業 | H26 | 18.7 | 13.9 | |
| | | | H27 | 20.0 | 14.8 | |
| | すべての人が豊かに安心して、暮らせる、健康・福祉のまちづくり | 保健・医療の充実 | 宇陀市立病院整備事業 | H20 | 79.9 | 19.9 |
| H21 | | | | 946.3 | 219.1 | |
| H22 | | | | 1467.3 | 331.9 | |
| H23 | | | | 1718.0 | 363.2 | |
| H24 | | | | 1446.9 | 315.6 | |
| H25 | | | | 255.9 | 62.2 | |
| 地域のつながりを強化し、安全で快適なまちづくり | 子育て支援の充実 | 民間保育所施設整備補助金 | H25 | 167.2 | 52.9 | |
| | 道路・交通の整備 | 都市計画道路東町西峠線整備事業 | H23 | 211.8 | 70.5 | |
| | | | H24 | 203.9 | 179.2 | |
| | | | H25 | 338.8 | 321.7 | |
| | | | H26 | 522.5 | 297.5 | |
| | | | H27 | 67.3 | 36.1 | |
| | | 墨坂通り線整備事業 | H24 | 1.7 | 0.6 | |
| | | | H25 | 56.5 | 26.5 | |
| | | | H26 | 11.9 | 11.3 | |
| | | 萩原12号線整備事業 | H24 | 2.3 | 0.8 | |
| | | | H25 | 120.1 | 40.6 | |
| | | | H26 | 27.3 | 7.7 | |
| | | 市道小原小倉線整備事業 | H25 | 23.3 | 8.9 | |
| | | | 市道平井比布線道路改良事業 | H27 | 37.4 | 9.8 |
| | | | | 市道大東黒木線道路改良事業 | H27 | 4.3 |
| | | | 市道長峯大野線道路改良事業 | | H27 | 1.8 |
| | 橋梁長寿命化事業 | | H27 | 7.0 | 1.3 | |
| | 情報化の推進 | 地域イントラネット整備事業 | H18 | 149.3 | 27.4 | |
| | | | CATV整備事業 | H19 | 612.5 | 124.3 |
| | | H20 | 7.1 | 5.8 | | |
| | 定住環境の整備 | まちづくり推進事業 | H18 | 801.9 | 375.1 | |
| | | | 大宇陀まちづくり推進事業(ハード分) | H19 | 42.3 | 35.3 |
| | | | | H20 | 77.5 | 40.2 |
| | | | | H21 | 144.9 | 137.6 |
| | | H22 | | 58.0 | 55.0 | |
| | | 榛原まちづくり推進事業(ハード分) | H20 | 126.9 | 13.5 | |
| | | | H21 | 210.4 | 182.3 | |
| | | | H22 | 374.4 | 190.4 | |
| | | | H23 | 139.9 | 131.3 | |
| | | 榛原地区まちづくり交付金事業 | H21 | 46.8 | 5.5 | |
| H24 | | | 50.2 | 15.8 | | |
| 拾生・松山地区まちづくり交付金事業 | | H21 | 33.2 | 12.0 | | |
| 天満台公園施設整備事業 | | H27 | 1.0 | 0.9 | | |
| 榛原ふれあい広場施設整備事業 | | H27 | 1.3 | 1.2 | | |
| 防災行政無線整備事業(実施設計) | | H25 | 5.1 | 4.8 | | |
| 積載車更新事業 | | H25 | 31.5 | 2.9 | | |
| 大宇陀第1分団機庫建築工事 | | H25 | 1.8 | 1.6 | | |
| | | H26 | 15.7 | 12.5 | | |
| 防災行政無線システム整備事業(移動系) | H27 | 238.4 | 143.3 | | | |

(単位:百万)

| まちづくりの基本方針 | 施策の柱 | 事業名 | 実施年度 | 事業費 | 合併特例債の活用額 | |
|-------------------------|--------------------|-----------------------|--------------|--------|-----------|------|
| 人と地域がふれあい、人と文化を育てるまちづくり | 教育環境の充実 | 新大宇陀小学校建設事業 | H22 | 28.7 | 6.1 | |
| | | | H23 | 292.4 | 175.3 | |
| | | | H24 | 1233.7 | 762.2 | |
| | | | H25 | 349.2 | 276.6 | |
| | | 榛原東小学校耐震補強事業(太陽光発電) | H26 | 12.7 | 5.0 | |
| | | 榛原中学校校舎耐震補強等事業 | H26 | 19.7 | 18.7 | |
| | 榛原西小学校屋内運動場耐震補強等事業 | H27 | 7.1 | 6.5 | | |
| | 生涯学習・スポーツの推進 | 伊那佐体育館改修事業 | H25 | 5.1 | 4.7 | |
| | | | H26 | 180.1 | 118.2 | |
| | 歴史・文化の振興 | 松山地区街なみ環境整備事業 | H18 | 44.5 | 9.4 | |
| | | | H19 | 61.8 | 31.9 | |
| | | | H20 | 15.3 | 8.1 | |
| | | | H21 | 19.5 | 10.4 | |
| | | | H22 | 6.5 | 3.1 | |
| | | | H23 | 13.5 | 6.5 | |
| | | | H24 | 20.1 | 9.3 | |
| | | | H25 | 42.8 | 25.0 | |
| | | | H26 | 51.7 | 25.8 | |
| | | | H27 | 28.2 | 13.9 | |
| | | | 宇陀松山城址保存整備事業 | H18 | 69.5 | 17.5 |
| | | | | H23 | 20.4 | 6.7 |
| | | | | H24 | 2.7 | 0.9 |
| | | H25 | | 6.0 | 1.1 | |
| 史跡松山城登城道整備事業 | | H25 | 4.6 | 4.4 | | |
| | | H26 | 17.9 | 16.4 | | |
| | | H27 | 21.3 | 20.1 | | |
| 町家公開施設整備事業 | | H26 | 6.6 | 2.4 | | |
| 文化会館改修事業 | | H27 | 22.1 | 20.9 | | |
| 交流を育み、産業の活力を創造するまちづくり | 農林業の振興 | 一般農道整備事業負担金 | H18 | 20.7 | 4.5 | |
| | | 県営一般農道整備事業負担金(大野向洲地区) | H24 | 4.2 | 3.2 | |
| | | 伊那佐農産物加工所改修事業 | H25 | 3.7 | 3.5 | |
| | | | H26 | 171.3 | 147.7 | |
| | ため池等整備事業 | H27 | 1.3 | 1.2 | | |
| | 観光の振興 | 観光駐車場整備事業 | H26 | 6.2 | 5.8 | |
| | | 市有地整備事業 | H27 | 18.9 | 16.3 | |
| みんなで創る、協働のまちづくり | 住民自治・参加の推進 | 地域づくり推進基金造成事業 | H18 | 1200.0 | 1,140.0 | |
| | | | H19 | 1200.0 | 1,140.0 | |

合併市町村における一体性の確立や新市まちづくり計画の速やかな実施を支援することを目的として、合併した地方公共団体のみに発行が認められる合併特例債を活用して上記のような事業を実施しました。

新市まちづくり計画で、新市として重点的に取り組む事業に位置付けられた市立病院の整備やCA TVの整備を行うことで市のインフラ整備を進め、学校施設の整備や消防体制の充実を図ることで地域格差の是正に取り組むことができました。

また、地域づくり推進基金の造成により、財政基盤の強化を図りました。

3. 国・県補助金について

(1) 市町村合併推進体制整備費補助金(国補助金)

合併市町村が新市まちづくり計画に基づいて行う事業に要する経費に対し、人口規模により算出された金額が定額補助金として交付されます。

◆市町村合併推進体制整備費補助金(国補助金)を活用した事業

(千円)

| | 事業名 | 交付額 | 実施年度 |
|----|-------------------------------|---------|---------|
| 1 | バス路線の運行事業 | 8,870 | H18 |
| 2 | 合併に伴う庁用設備整備 | 448 | H18 |
| 3 | 保育料システム統合事業 | 366 | H18 |
| 4 | スクールバス運行事業 | 10,760 | H18 |
| 5 | 幼児バス運行事業 | 3,262 | H18 |
| 6 | 宇陀市下水道事業全体計画策定及び事業認可変更 | 15,540 | H18 |
| 7 | 下水道台帳整備事業 | 4,931 | H18 |
| 8 | 観光パンフレット・マップ作成 | 1,500 | H18 |
| 9 | 宇陀市特産物認定事業 | 444 | H18 |
| 10 | 障害福祉計画及び障害者福祉計画策定 | 4,305 | H18 |
| 11 | CATV整備準備経費 | 386 | H18 |
| 12 | 電算機器統合事業 | 14,845 | H18 |
| 13 | 合併記念式典事業 | 1,678 | H18 |
| 14 | 宇陀市交通対策協議会事業 | 674 | H18 |
| 15 | 都市再生整備計画策定 | 3,255 | H18 |
| 16 | 総合計画策定 | 11,062 | H18～H19 |
| 17 | 男女共同参画実施計画策定 | 4,777 | H18～H19 |
| 18 | 課税用航空写真撮影及び土地家屋基礎資料統合化事業 | 60,574 | H18～H19 |
| 19 | 農村振興総合整備事業基本計画策定 | 2,835 | H18～H19 |
| 20 | 給食センター統合整備事業 | 9,669 | H18～H19 |
| 21 | 幼稚園児通園バス購入費 | 4,433 | H18～H19 |
| 22 | 市営住宅ストック計画策定 | 3,832 | H18～H19 |
| 23 | 道路台帳統合整備事業 | 23,415 | H18～H19 |
| 24 | 都市計画法34条地図作成 | 1,827 | H18～H19 |
| 25 | 教育用ソフト購入事業 | 3,603 | H18～H19 |
| 26 | 福祉会館解体撤去及び幼稚園運動場整備事業 | 9,544 | H18～H19 |
| 27 | 都市計画道路東町西峠線整備事業 | 17,745 | H18～H19 |
| 28 | 公共施設CATV整備事業 | 16,127 | H18～H20 |
| 29 | 宇陀市白地図作成事業 | 4,000 | H19 |
| 30 | 市民憲章等制定事業 | 316 | H20 |
| 31 | 健康日本21地方計画策定周知事業 | 396 | H20 |
| 32 | 耐震化事業 | 9,760 | H20 |
| 33 | 市歌・キャラクター・ロゴ制定事業 | 4,507 | H21 |
| 34 | 学齢簿・幼稚園システム導入事業 | 5,974 | H21 |
| 35 | 備品管理システム導入事業 | 1,602 | H21 |
| 36 | 市民憲章銘板設置事業 | 582 | H21 |
| 37 | 生産緑地指定事業 | 327 | H21 |
| 38 | 北宇陀給食センター改修事業 | 25,444 | H22 |
| 39 | マスコットキャラクター着ぐるみ等作製事業 | 617 | H22 |
| 40 | 宇陀市総合計画後期基本計画策定事業 | 4,356 | H23～H24 |
| 41 | 宇陀市人権施策基本計画策定事業 | 4,619 | H23～H24 |
| 42 | 宇陀市都市計画マスタープラン作成委託事業(市民アンケート) | 1,565 | H24 |
| 43 | 宇陀市地域活性化推進拠点施設整備事業補助金 | 30,000 | H24 |
| 44 | 宇陀市農業振興整備計画策定事業 | 5,460 | H24～H25 |
| 45 | 宇陀市消防団車両表示書換事業 | 325 | H25 |
| 46 | 薬草試験栽培委託事業 | 2,936 | H25～H26 |
| 47 | 宇陀市誕生10周年記念事業 | 24,785 | H27 |
| 48 | 下水道台帳電子化統合事業 | 11,715 | H27 |
| 49 | 都市計画マスタープラン策定業務委託料 | 10,007 | H27～H28 |
| | 計 | 390,000 | |

(2) 合併支援交付金(県補助金)

合併特例法の適用を受けて合併した合併市町村又は合併しようとする合併関係市町村に対し、新市まちづくり計画に位置付けられた事業等で、合併市町村の一体的なまちづくりに資するものを対象に、合併関係市町村数に1億円を乗じて得た額を上限として交付されます。

◆合併支援交付金(県補助金)を活用した事業

(千円)

| | 事業名 | 交付額 | 実施年度 |
|----|---------------------------------|---------|------|
| 1 | 水道システム統合委託料 | 14,497 | H17 |
| 2 | 水道システム移行時資料作成委託料 | 658 | H17 |
| 3 | 国民健康保険システム変更委託料 | 718 | H17 |
| 4 | 国保情報データベース合併対応バージョン変更委託料 | 1,605 | H17 |
| 5 | 滞納管理システム構築委託料 | 4,448 | H17 |
| 6 | 戸籍システム統合に係るシステムハード増設費 | 598 | H17 |
| 7 | 基幹系システム関連費用 | 22,530 | H17 |
| 8 | 情報系システム関連費用 | 12,397 | H17 |
| 9 | 一太郎ライセンス購入料 | 1,800 | H17 |
| 10 | 生活保護システム統合に係るシステム増設費用 | 828 | H17 |
| 11 | 大宇陀地域事務所内ネットワーク導入追加費用 | 263 | H17 |
| 12 | 室生地域事務所めぐ森の郷追加基幹系システムネットワーク導入費用 | 647 | H17 |
| 13 | 設計システム統合費用 | 2,378 | H17 |
| 14 | 旧町村電算システム機器撤去費用(榛原分) | 674 | H17 |
| 15 | 市旗制作費用 | 776 | H17 |
| 16 | 宇陀市立病院整備事業基本調査及び検討会運営支援業務委託料 | 2,493 | H17 |
| 17 | 宇陀市立病院整備コンサルタント料 | 3,261 | H17 |
| 18 | 地域イントラネット基盤施設整備事業事前調査及び設計委託料 | 2,693 | H17 |
| 19 | 合併準備経費 | 23,312 | H17 |
| 20 | 市長選挙関連費用 | 3,424 | H17 |
| 21 | 公共サイン表示修正事業 | 740 | H18 |
| 22 | 市営バス運行事業 | 6,500 | H18 |
| 23 | 地域づくり推進基金造成事業 | 60,000 | H18 |
| 24 | 宇陀市議会議員選挙事業 | 17,000 | H18 |
| 25 | 消防車両・設備整備事業 | 2,000 | H18 |
| 26 | 産業支援基金造成事業 | 10,000 | H18 |
| 27 | JAPANブランド育成支援事業 | 5,000 | H18 |
| 28 | 市社会福祉大会事業 | 3,000 | H18 |
| 29 | 地域イントラネット基盤整備施設整備事業 | 1,500 | H18 |
| 30 | 市観光連盟の創設 | 6,300 | H18 |
| 31 | 市成人式 | 1,600 | H18 |
| 32 | 市追悼式 | 2,000 | H18 |
| 33 | 高齢者入浴施設利用事業 | 25,000 | H18 |
| 34 | 人事情報システム統合整備事業 | 6,000 | H18 |
| 35 | ワールドメイプルパーク整備事業 | 3,360 | H18 |
| 36 | 地域づくり推進基金積立事業 | 60,000 | H19 |
| 37 | 公共交通対策事業 | 6,000 | H19 |
| 38 | スクールバス運行事業 | 16,000 | H19 |
| 39 | 宇陀市立病院整備事業 | 20,000 | H19 |
| 40 | 観光促進事業 | 5,000 | H19 |
| 41 | JAPANブランド育成支援事業 | 3,000 | H19 |
| 42 | 情報ネットワーク整備事業 | 40,000 | H19 |
| | 計 | 400,000 | |

Ⅷ. 統括－課題と今後の対応

1. 宇陀市が抱える課題について

(1) 人口減少と少子・高齢化

宇陀市の総人口は減少傾向にありますが、65歳以上の割合は増加傾向にあります。合併前の旧町村単位で見ると、旧室生村では、平成26年に人口の約40%以上が65歳以上となっており、その約半数は75歳以上となっています。

その他の地域でも、平成25年に人口の約30%以上が65歳以上となっており、その約半数が75歳以上となっています。

また、総人口の減少に伴い、年少人口や生産年齢人口も減少傾向にあり、今後ますます高齢化が進行することが予想されます。

平成27年12月に策定した「宇陀市人口ビジョン」では、平成50年頃には、生産年齢人口と老年人口が概ね同数となる見込みです。

(2) 財政構造の硬直化

合併後の数年間は、組織・機構の見直しや新規採用職員の抑制などにより、職員人件費が急激に減少し、それに伴い経常収支比率も飛躍的に改善されました(合併期日を含む平成17年度に107.7%であったものが、平成23年度には92.8%まで改善)。

しかし、平成24年度以降は、職員人件費の減少が鈍化し、経常収支比率も95%前後で推移しています。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、一般的に75%程度であることが妥当であるとされているため、宇陀市は財政の硬直化が進んでいるといえます。

これまで、給食センターや保健センターなど、同種の施設については統廃合を進め、経常的に必要な費用の削減により経常収支比率の改善に努めてきましたが、宇陀市は合併団体であるため、旧町村の時代に建設された同種の施設が未だに多く残っています。

今後は、これらの施設についても統廃合を進めると同時に、組織・機構についてもスリム化を図ることで、弾力性のある財政構造を目指す必要があります。

(3)市税等の自主財源の確保

地方交付税などの依存財源が歳入の大半を占める宇陀市においては、国の経済状況や制度改革の影響などを受けやすいため、自主財源の確保が重要な課題となっています。そのため、適正な収入確保の観点から受益者負担の原則や慣例化している施設使用料等の減免措置の廃止など、市民に対して新たな負担をお願いすることも念頭に置き、検討を行う必要があります。経費の削減や利用料金の見直しは、市民生活に密接に関連するため安易に実施できない側面もありますが、市民サービスを低下させないよう十分な検討を行いつつ、自主財源の確保に努める必要があります。

(4)普通交付税の算定特例の縮減

宇陀市は、合併団体であるため、普通交付税額について、合併年度とこれに続く10ヶ年度については、合併前の町村が存続したものとみなして交付税額を算定する合併算定替という特例措置が適用されてきました。

しかし、その特例措置は、平成28年度以降の5ヶ年度で段階的に縮減され、平成33年度からは適用されなくなります。

この特例措置が適用されなかった場合には、大幅な減収となることが予想され、宇陀市の財政運営は急激に苦しくなることが予想されます。

(5)市の一体性の確保、均衡ある発展

宇陀市は、合併して以来、市としての一体性の確保、均衡ある発展を目指してまちづくりを進めてきましたが、合併後10年経過した現在でも、旧町村単位で行政サービスに差異があるものもあります。

例えば、公共交通においては、旧室生村だけでデマンド型乗合いタクシーが運行されており、市営有償バスは、旧大宇陀町と旧榛原町、旧室生村で運行されていますが、旧菟田野町では運行されていません。それに対して旧菟田野町と旧大宇陀町の一部では、宇陀市社会福祉協議会がらくらくバスを運行しています。

また、旧大宇陀町と旧室生村にはこども園があり、幼・保一体化事業を実施していますが、旧榛原町では保育所と幼稚園が別の施設となっています。旧菟田野には、これまで保育所しかありませんでしたが、今年度からこども園の建設に着手しています。

このような旧町村単位で差異がある行政サービスでも、地域の特性や住民の利便性等を勘案すると、現在のサービス体系が望ましい場合もあるため、一概に市全体として統一的なサービスを実施することが良いのか慎重に検討する必要がありますが、市として一体性を確保し、均衡ある発展を目指すためには、合併後10年が経過したこの機会をとらえて今一度事務事業等の見直しを行うことが必要です。

宇陀市が抱える課題

今後の対応

(1) 人口減少と少子高齢化

- ・市の総人口は減少傾向
- ・65歳以上の割合は増加傾向
- ・旧室生村村で高齢化率が40%超
- ・その他の地域でも高齢化率が30%超
- ・年少人口や生産年齢人口は減少傾向
- ・平成50年頃には、生産年齢人口と老年人口が概ね同数となる見込み

(2) 財政構造の硬直化

- ・職員人件費の減少が鈍化
- ・近年は経常収支比率が95%前後で推移
- ・同種の施設が未だに多く残存

(3) 市税等の自主財源の確保

- ・歳入の大半が地方交付税などの依存財源
- ・経済状況や制度改革の影響を受けやすい財政構造
- ・受益者負担見直しの必要性の検討

(4) 普通交付税の算定特例の縮減

- ・これまでは普通交付税額について、特例措置(合併算定替)が適用
- ・当該特例措置は、平成28年度以降の5ヶ年度で段階的に縮減
- ・平成33年度以降は適用外
- ・この影響で大幅な減収となる見込み

(5) 市の一体性の確保、均衡ある発展

- ・現在でも、旧町村単位で行政サービスに差異例(公共交通、こども園など)
- ・市全体に統一的なサービスを提供する必要性の検討

(1) 行政サービスの向上

(2) 行政基盤の強化

(3) 財政基盤の強化

(4) 都市基盤の整備

(5) 地域コミュニティの育成

(6) 広域的なまちづくりの推進

2. 今後の対応

(1) 行政サービスの向上

宇陀市誕生に向けた事務事業の調整は、合併協議における“サービス水準は高い方に、負担は低い方に”という調整方針を基本とし、一部については国・県の制度変更や行財政改革の観点等から見直しを図りながら、順調に実施されてきました。

合併後の行政サービスについても、経済状況や社会情勢の変化等を踏まえ、随時見直しを図りながら公平な負担を基本とし、住民福祉の向上に努めてきたほか、新たな行政需要にも対応した事務事業の実施により、行政サービスの充実に努めてきました。

近年は、生活習慣の多様化や地域を取り巻く環境の変化に伴い、単身高齢者の増加、孤独死・児童虐待、住宅・事業所などに係るトラブル等に伴う複雑な利害調整を必要とするような深刻な課題も増えるなど、住民ニーズは多様化・複雑化しています。

行政サービスの提供に際しては、市民によって求められる行政サービスの内容や質が異なることから、市民ニーズに則した行政サービスを提供する必要があります。

そのためには、職員研修の増加や人事交流の推進などの実施により職員全体のスキルを向上させるとともに、専門分野に対応できる職員を育成することが必要です。

宇陀市では、今後、市民に満足していただける、さらに質の高い行政サービスを提供することを目指します。

(2) 行政基盤の強化

合併時には、旧町村の区域ごとに「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づく地域自治区を設置し、各地域自治区には地域事務所と地域教育事務所が設置されていましたが、その後は、本庁への業務集約や事務事業の見直し等による業務の効率化や組織・機構のスリム化に努めてきました。

平成28年度から適用される普通交付税の合併算定替の縮減などに対応するため、今後も公共施設の統廃合や指定管理者制度導入の推進、業務の一括発注など、行財政改革の推進により、更なる行政基盤の強化に努める必要があります。

(3) 財政基盤の強化

宇陀市における歳入の根幹となる市税は、人口減少や高齢化等の影響を受け年々減少しており、使用料や負担金等の市税以外の自主財源も減少傾向にあります。

また、平成28年度からは、普通交付税の算定特例(合併算定替)が5年かけて年々縮減され、平成33年度の算定からは適用されなくなります。

この特例が適用されなくなることで、宇陀市に交付される交付税は、大幅に減少すると想定されるため、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなります。

今後も行政サービスを低下させることなく、適正な財政運営を進めていくためには、市税の安定的確保、受益者負担の見直し、企業誘致や産業振興など新たな取組みを積極的に実施していくことで、安定的に自主財源を確保することが必要となります。

歳出においては、少子高齢化の進展などにより、医療費をはじめとする扶助費など社会保障費の増加や職員人件費の上げ止まりなど、義務的経費の増加を予想せざるを得ない状況にあります。

健全な財政運営のためには、限られた財源の中で住民サービスを効率的、効果的に提供し、今後の財政需要を的確に把握するとともに、国や県の動向などを勘案した中長期的な展望に基づく財政計画を策定し、徹底的に無駄を省いた予算編成や予算管理を行い、計画的かつ効率的な財政運営に努める必要があります。

(4) 都市基盤の整備

宇陀市が誕生してからの10年間は、合併特例債等の財政支援措置を最大限活用することで、新市まちづくり計画に基づく事業の中でも、宇陀市立病院の建設やCATVの整備など、必要性、緊急性が高い事業を優先的に実施し、大きな成果が得られました。

この結果、新市まちづくり計画が策定された時点(平成17年2月)で計画に掲載された32事業のうち、これまで14事業が完了しており、7事業を継続実施しています。一方で、計画策定時からの社会情勢の変化等により、未着手となっている事業が11事業あり、公共施設の適正配置等の課題も依然として残されているため、今後はそれらの課題に対応する必要があります。

東日本大震災発生後における合併市町村の実情を踏まえ、国では「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の公布により、合併特例債の発行可能期間が延長され、宇陀市においても新市まちづくり計画の計画期間を5年間延長し、合併特例債を活用できる期間を平成32年度までとしました。また、地方財政法の改正により、公共施設の除却についても合併特例債の活用が可能となりました。

このことにより、平成32年度までは、公共施設を建設する場合や除却する場合にも合併特例債を活用することができますが、合併特例債をはじめとする地方債に安易に依存してしまうことで、将来的に財政のさらなる硬直化を招く恐れがあります。

そのため、合併特例債の活用にあたっては、中・長期的な財政状況を十分に勘案しながら将来のまちづくりを進めるうえで真に必要な事業を厳選し実行していく必要があります。

(5) 地域コミュニティの育成

合併前の旧町村では、集落を単位として自治組織が形成され、それぞれの地域で自立した自治活動が行われてきました。

しかし、宇陀市では、平成23年3月末に合併以降設置されてきた地域自治区が廃止され、このことにより地域の繋がりが希薄化し、連帯感が弱まることを危惧された住民が中心となって、市内各所で「まちづくり協議会」が設立されました。

平成25年4月に室生笠間地区に宇陀市で最初のまちづくり協議会が設立されて以降、これまでに市内全域で20のまちづくり協議会が設立されています。

近年は、地域環境の整備、防災・防犯など個人の力では解決できない問題が増えており、自分達の地域は自分達で守るという意識のもとに、一人ひとりが共通する問題や身の回りの課題を見つめ直し、これを「地域全体の問題」として、地域住民が力を合わせて解決することが求められています。

市の財政状況が厳しさを増す中で、これまでのように市全体を対象として均一なサービスを実施することが困難になっており、住民が主体的に地域自治に参画し、自らの手で自分たちの地域を創造しようとする取組が求められています。

従って、市では、「自立・自助・互助」の精神を基本とした自発的な地域づくりを支援し、地域間の交流を促進し、広域的な協力や連携を支援するため、これまでどおりまちづくり協議会と協働する必要があります。

また、自治、防災・防犯、環境、福祉など地域の課題について「自ら考え、自ら行動する」意識の醸成に努め、活動の中心となる地域リーダーを育成する必要があります。

(6) 広域的なまちづくりの推進

近年は、単独の市町村での取組では費用対効果が低い事業や、広域的な行政課題の解決については、近隣の市町村や県と連携する必要性が増しています。

宇陀市においても、昨年12月に奈良県と「まちづくりに関する包括協定」を締結したほか、本年10月には近畿運輸局と「地域連携サポートプラン協定」を締結し、まちづくりや市の課題解決に関連団体と連携して取り組んでいます。

今後も、宇陀市が単独で実施するより、広域的に実施することで、より大きな効果が見込める事業については、新たな広域連携の枠組も模索しながら、関係する団体と相乗効果が発揮できるよう、目的や方向性などの共有を図るために連携を強化する必要があります。

宇陀市－合併10年のあゆみ

平成28年12月作成

編集 宇陀市 企画財政部 企画課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17-3

TEL 0745-82-8000

FAX 0745-82-3900

E-mail kikaku@city.uda.lg.jp